

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所第2号機の設計及び工事の計画の認可申請（固体廃棄物処理系等の変更））【2】」

2. 日時：令和5年12月4日（月）13時05分～16時03分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
伊藤安全審査官

中国電力株式会社：

電源事業本部原子力設備グループマネージャー 他20名（うち15名
はTV会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表（セメント
固化設備に係る申請）
- ・資料2 島根原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請書 補足説明
資料
- ・資料3 島根原子力発電所第2号機固体廃棄物処理系（固化系）設備に係る設
計及び工事計画認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから島根原子力発電所の
0:00:05	固化材変更に係る施工認申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしく お願いします。
0:00:11	それでは前回のヒアリングを踏まえて、中国電力の方から資料1にサン ゴ提出いただいていると思いますので、シライ知念まず前回のヒアリ ングを踏まえて充実した箇所、
0:00:23	1点一通りご説明をいただいて最後まとめてこちらから事実確認させて いただければと思いますよろしくお願いします。
0:00:32	継続です。それでは、資料1に進めさせていただきます。説明にあつま っては、資料2の補足説明資料の令和ゴトウを示しながら、
0:00:43	ご説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:00:46	それでは資料1の回答、指摘事項に対する回答整備後、後から説明を させていただきます。一つ目のコメントとして、他設備、二村委員から説 明した。
0:01:01	その内容について補足説明資料に追加することということで、ドラム缶 発生量の増加による放射性廃棄物の保管管理上の影響と、機能配置 として撤去しない部分の、なぜ形残すのかと。
0:01:15	というような部分であったり、会社としての処理を採用しないではないか と、というようなところを、コメントいただきました。これについては、資料2 の説明資料1の、
0:01:31	ページ数でいうと、ほぼ1の14ページ。
0:01:35	になります。
0:01:39	こちらで説明いたします。
0:01:41	まず一つ目のポツに対する、ドラム缶発生量増加による放射性廃棄物 の、この環境影響につきましては、
0:01:49	設置側の審査において、説明をしている内容を、現在の状態にアップデ ートした状態で、説明し、反映していただきます。
0:02:02	3ポツコウのところに、詳しくは記載をさせていただいてますけども、(1) 以降で、それぞれのタンクの中で、貯蔵、保管していくことで問題ない と、いうことをグラフで、
0:02:15	(1)の方が、
0:02:17	復水系樹脂貯蔵坂水系須田次長のほか、
0:02:21	楠井スラジ分担、
0:02:22	機器ドレンスラッチ分離タンクについての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	タイプの容量と今後予想される管理貯蔵。
0:02:30	の整理を思います。
0:02:33	それぞれのグラフで赤線がタンクの容量、
0:02:37	青線がタンクの貯蔵にして、そのように比べて担当表が十分下回っているということを確認しております。
0:02:45	(2)の方で、
0:02:47	原子炉
0:02:49	水をかけず、次長、
0:02:51	説明をしております、同様に赤瀬田尾。
0:02:55	2 百名を譲渡貯蔵しております、帳票が開くによる伝わっているということを確認しております。
0:03:04	この 1-16 ページ。
0:03:06	加来さんの方で、
0:03:08	原子炉
0:03:11	の
0:03:12	ミヤウチ、
0:03:13	こちらも同様に、卓上量が選択用に伝わっているということ、
0:03:19	最後の括弧業務グループ長さん。
0:03:21	は、この方がカッコいい濃縮廃棄。
0:03:26	水の方も示しておりますけども、こちらもタンク容量に比べてタンク貯蔵量、
0:03:31	方が十分下回るということ。
0:03:36	(5)の方は、今後、
0:03:39	プラスチック固化処理からセメント固化処理を行って、ドラム缶の本数が増えるということによって、会社増を水位として増えていく。
0:03:50	いうことを、
0:03:51	と、に対する容量が重要ということを確認するグラフになっております。
0:03:58	こちらの方でも、タンクの貯蔵という答え物情報の、
0:04:03	徐々、貯蔵量が赤線で示しております、それに比べて発生するドラム缶量が十分下回って、
0:04:10	ことを確認しているというものを説明しております。
0:04:14	続きまして、2 ポツ目のものは、
0:04:18	かかる部分をどのように整理したかと、というようなところについて、
0:04:22	補足説明する。
0:04:24	1-12 ページ、(3)の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:30	たくさんの方に、準耐火ニツタの取り扱いということで、
0:04:34	ドラム詰め装置の方式要綱にあたって、
0:04:38	麻生。
0:04:39	全体像。
0:04:40	醸造供給期及び分隊長等々による噴火処理を採用しなかった理由として、前回ヒアリング説明させていただいた通り、国内カードにおける関係箇所に統一している実績が少なかったと。
0:04:54	今後の支払いはステージを踏まえた、
0:04:57	場合に、高処理をせずともば入るかわからない、可能であるということ
0:05:05	後は採用見送ります。なお、本会合に係る機器については将来に採用
0:05:15	今後、需要ができるように、
0:05:18	機能撤去ではなく、機能廃止として残すことを考えております。
0:05:23	以上が一つ目の質問、コメントに対する回答になります。
0:05:28	続きまして、コメントNo. について回答いたします。3番目は、
0:05:34	陸風挙動する濃縮廃液タンクの追記。
0:05:39	設工認対象外とした理由等を図に追加するということをコメントいただきました。
0:05:45	こちらについては、
0:05:46	補足説明資料、ほぼ1問2のページに、
0:05:50	示さずに反映しておりますのでそちらで説明をいたします。
0:05:57	前回のご説明資料を説明する際には、こちらもちよっと二つの図として、
0:06:07	別々にしていたものですが、変更前後ということで、一つの
0:06:10	としてまとめたものになります。
0:06:14	江藤指摘いただいた事項の一つ目。
0:06:25	濃縮配管については、前回、図として示されておりましたので、
0:06:29	それぞれ改善、改装前後の左端のところに、濃縮廃液丹が3基ある。
0:06:38	いうことを提示させていただきました。
0:06:49	また、設工認対象外として、ほぼ、この図、図中に、ほそ線細い部分と、
	部分については工認対象外と整理して記載しているものなんですけども
	こちらについて、その理由を、※2として設置をしております。
	この汚染で示した部分の配管については、系統に求める主たる機能、
	二つ目、母乳が流れる配管がないということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:59	工認解説コウに対象外としています。また、それらに繋がる機器についても同様の位置付けとして設工認の対象としておりません。
0:07:08	その旨を継続として追記いたしました。
0:07:12	以上がNo. 2 の、
0:07:14	回答になります。
0:07:16	続きまして難波さん。
0:07:18	このコメントについて説明いたします。
0:07:21	おばあさんとして、要目表と概略図こそ、
0:07:25	このうちの 1 個、今回の事故、図 1 ですが、
0:07:31	この会館の中では、
0:07:34	いや、部分を、
0:07:37	具体的に言うと、除草供給と分解調査、除草の配管が実際にあるという点と、
0:07:45	閉止フランジから、
0:07:47	搬送供給ポンプまでの配管の検討を確認いただきます。
0:07:52	こちらにつきましては、図 1 の、
0:07:54	方で説明いたします。
0:07:57	まず、粉体塗装供給長部会長ソウノ間には、前回の場合、興研で表現をしておりましたが、
0:08:06	こちらの間にはですね、配管というものは、配管と呼ぶ、主配管的なものは存在しませんでしたので、より適切に表現するために、
0:08:18	今回、一つなじです。
0:08:20	貯槽供給器と粉体貯層つなげるような形で、表現を見直しました。
0:08:27	また、
0:08:29	感想。
0:08:30	乾燥機供給ポンプまでの配管につきましては、
0:08:34	前回、
0:08:36	説明さしてもらった内容を少し変えているんですけども、今回搬送供給本部の、
0:08:46	岩相供給ポンプの手前で、城病院編集部管理部と言うような話をご説明させていただいたんですけども、正しくは、乾燥機供給本部、
0:08:57	自体は取り外して、供給ポンプの入口側と出口側で閉止フランジいって止めるというところがちょっと正しい繋がりになります。
0:09:07	また、ご指摘いただきました乾燥機供給本上、体幹部部分につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:16	もともと乾燥機供給タンク循環ポンプから、乾燥機供給ポンプ、
0:09:22	までが主ラインとして記載をしておりました。
0:09:26	ここの部分、
0:09:27	の途中から分岐管を作成した。
0:09:32	今回設置しまして、濃縮廃棄形状タンクへの、
0:09:37	流れが主ラインとして、
0:09:42	このため、
0:09:44	紛失廃液の流れとしては、乾燥機へ供給タンク循環ポンプから、
0:09:50	濃縮廃液計量タンク、
0:09:52	に行くまでの流れが主ラインとなって、
0:09:57	その分岐より、
0:09:58	上側の早期供給ポンプに向かうところは主ラインとして、
0:10:05	なかなか流れが存在しないと思います。
0:10:09	ですので、この二つ、もともと乾燥機供給タンク、循環ポンプから酸素供給ポンプまでの流れが、
0:10:18	乾燥機ランク 10 巻ポンプから、濃縮廃液計量タンクの流れに変わったということで、要目表上は表記をしております。
0:10:31	以上がNo. 3 に対する、
0:10:34	説明になります。
0:10:36	続きまして、No.4 について説明いたします。仲良くして、
0:10:41	ホンエキの構造について補足説明資料に、より詳しい内容を追記することというふうに考えておりました。
0:10:50	こちらにつきましては補足説明資料 1 の、
0:10:53	本日、1-4 の方で説明をさせ
0:11:05	前回コメント
0:11:07	をいただいた中で 1 本レンジと、
0:11:11	その前後の流れの部分が、どのように繋がっているのかというところであったり、それぞれの機器が、
0:11:19	どういう配置で、
0:11:21	農地書いて流れてくるのかというようなところが、ちょっともともと示していただけではわかりづらいということで、
0:11:29	図 1、図 3 を追加させていただいております。
0:11:33	図 2 の方では、
0:11:35	ドラム、
0:11:36	本人、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:38	や、オカダ井清の供給。
0:11:41	それぞれ今回設置する予定のセメント固化式の裏の詰め装置の配置を示した図を追加しております。
0:11:50	この図上の投資家利益の流れを、課題の焦り構台となるセメントの流れを合わせて示しております。
0:11:59	また、これらがより具体的に繋がった施設を示したものが、最後になります。
0:12:06	こちら、ハタ千賀濃縮廃液の心得の流れを示しております。
0:12:15	図、図3の右側の濃縮廃液計量タンクから、今年度の方に繋がっていくラインで、どの車両供給して、一方データ、固化材形状供給ホッパ
0:12:27	を通じて、加賀谷セグメントが供給されて、トランクの中で、
0:12:33	今年されてですね、プラザの方がいつできると、というような構造となっております。
0:12:41	以上がNo. 4に対する説明になります。
0:12:45	続きましては%の方の説明をいたします。
0:12:49	醸造設備、40条に対しても、整備について、補足説明資料にも、
0:12:55	ゆ条文利用の表現の容器、理由の説明について、すること。
0:13:01	いろいろコメントをいただいております。
0:13:03	こちらは、御説明資料2の方、
0:13:06	判明しております。
0:13:08	補足説明資料の
0:13:11	本、2ページで示しております。
0:13:15	こちらで説明いたします。
0:13:20	こちらに、各技術基準上、
0:13:23	条文に対する適応用地。
0:13:27	これ、今回の申請にあたって、関係するかという部分を整理した表になっております。
0:13:33	この中で、40条は適用しない条文として整理をしております。もともとの記載としては、
0:13:41	申請範囲は、廃棄物貯蔵設備等がないことから対象外とすると、いうことも記載しておりましたが、新規制基準が不適合に係る
0:13:51	設置許可、設置変更許可申請に係る審査資料において、貯蔵タンクにより貯蔵、交代廃棄物中の層において評価を行うことについて十分な町と思えると。
0:14:03	有していることを確認しているという、設置許可における説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:08	整理を追求させていただきました。
0:14:12	以上がNo. 4、ナンバー5に対する回答になります。
0:14:19	続きましてナンバー6について説明します。
0:14:22	業務評定の機能廃止について。
0:14:25	発電用原子炉施設工事計画手続き会議との関連を過去の実績を含め説明することというコメントをいただいております。
0:14:36	こちらについては補足説明資料1に、
0:14:39	別添4として、追加して説明をさせていただきます。1-20ページになります。
0:14:47	こちらで、機能廃止との取り扱いについて説明した資料を追加させていただきます。
0:14:54	前回のヨリキの中で押していただいた通り、発電用原子施設の工事計画に係る手続きガイドの推進については、機能廃止という、
0:15:05	ことについての記載はありません。
0:15:07	一方で、この機能廃止という記載はシマ2号機の新規制基準適合に係る工事計画認可の中で用いております、
0:15:17	こちらでは、ガイド上の扱いとしては、すでに撤去されている。
0:15:22	すでに設置されている機器の撤去と、東洋の扱いの、
0:15:26	ものであるものの、
0:15:28	別の用途で設備を使用する等の理由で、設備を撤去しないものを区別するために、設定したものと、置いております。
0:15:38	こちらの新規制基準適合に係る工事計画認可における例を、
0:15:43	図1として、下に示させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:15:48	新規制基準適合に係る工事計画認可の方の、MSFc主蒸気行制御系というシステムについて、今回提示提出。
0:15:59	及び機能はしてもらうということを確認しているのですが、
0:16:05	図のうちですね、青着色の範囲というところは、
0:16:09	ドレーンとしての活用等が、今後、行う、行うということで、設備自体は撤去しないということで、機能廃止というふうに設定をしております、
0:16:19	青色の一番、
0:16:22	実際に提供するというように、分けて整理をしておりましたので、こちらと同様の整理を、今回、具体化、
0:16:31	ついて行ったものが、機能配置として、今回の申請で用いているものになります。
0:16:38	以上がNo. 6に対する説明になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:42	続きましてナンバー7についてご説明いたします。
0:16:45	暫時タンク等から、PLUG装置の継続をされる経費について、ちょっと説明しようとする、
0:16:52	ということで、こちらは補足説明資料、
0:16:55	1の別添2の確保、二つ、
0:16:59	過去、
0:17:00	ご説明をさせていただきたいと思います。
0:17:04	ページは、
0:17:06	小市野重任。
0:17:15	本申請において、
0:17:18	使用済み樹脂呉日司装置の
0:17:21	機能については、
0:17:25	その下の第2図の方に記載しているような関係として整理をしております。
0:17:32	具体的に言いますと、現在再稼働に、
0:17:36	関して、必要な条件としては、内部火災の防護対策や、重大事故時等の現場作業に影響するから井清プラスチック固化材を使用中止すると。
0:17:47	いうことを整理しております、こちらについても、設工認申請、保安規定申請については、現在の
0:17:56	実施して、すでに認可いただいた設工認であったり、現在審査した保安規定の中で説明をしているものになります。
0:18:04	一方で、再稼働に必須でないものとして、中詰め装置、オカ剤をプラスチックからセメントに固化する、他に変更すると。
0:18:14	ということと、
0:18:16	使用済樹脂ウダ河津 佐口を、
0:18:19	メータードラム詰め装置を用いた処理を行わないと、というようなところについては、今回の件申請にあたって、同じように整理をして、説明をしよう。
0:18:30	ということで考えているものになります。
0:18:34	一方でですね、今回申請した、
0:18:38	中では、使用済樹脂ランク等々、ケアについては、
0:18:43	減ってるけど、工事を実施しない運用として、実施しないということを定めるということと、
0:18:50	基本設計方針によるすでに記載が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:53	戸田詰め装置の処理対象は濃縮廃液のみというふうな記載になっているから、
0:19:00	使用分樹脂ツジ担当の経営を支援して使用しないということを、記載として明示しておりませんでした。
0:19:07	ただし、この部分、少しわかりづらいというふうなご指摘を踏まえて、少しわかりづらいと考えましたので、
0:19:16	次の1-13ページの通りですね、基本設計方針の方に通知して明確化することとしたいと考えております。
0:19:24	具体的には、
0:19:25	当方11-13ページの当時の変更を赤字で記載をしている通り、
0:19:32	なお、使用済み樹脂及びユーザーカッチはブラウズ措置の場所で行わないという項目を明確に記載することによって、これに対する、
0:19:42	障害、事業者検査であったり、そういう確認をするということを、
0:19:48	スズエばそれを定めたいと考えております。
0:19:51	もう使用した担当経路は、4表上は社会科として残っているものにはありませんが、こちらの工事というものは今回行いませんので、
0:20:02	当該配管工事を実施する場合に、別途、必要により変更手続きを行うとなると考えております。
0:20:11	以上がNo. 7に対する回答でございます。
0:20:14	続きまして、コメントNo. 8、その回答になります。
0:20:19	研究許可認可で説明した内容、Web詰め等から、詳細設計による本申請で変更するもの。
0:20:28	変更有無あるかということの説明する。
0:20:32	いうことをコメントさせていただきました。
0:20:34	回答としましては、詳細設計において詳細設計に係る方の申請において認可であったり、許可の中で説明した内容から変更となる部分は、
0:20:45	ないということをお願いいたします。
0:20:49	以上が中橋の改修が続きまして、コメントリスト。
0:20:54	次のページ、9の説明をさせていただきます。
0:21:00	今度は9として、防衛について認可上の整備をおすすめし、設置すること。
0:21:06	ここでコメントいただいております。こちらについては、補足説明資料1の別添3として、追加をさせていただきます。
0:21:16	ページとしては、1-18ページになります。
0:21:24	こちらの方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:25	別添 3 の方に示させていただいて、
0:21:29	いろいろ
0:21:31	ものは建設時、第 5 回、工事計画、
0:21:35	認可申請書の、
0:21:37	中で、説明している、漏えいの検出及び警報に関する説明書をつけさせていただきます。よろしくお願いいたします。
0:21:45	今回の申請にあたっては、こちらに記載している漏えいの検出及び携行の方法というものを変更するものではないことから、添付書類としては、添付しておりません。
0:21:56	具体的には、
0:21:59	放射性廃液が、内容を内包するような、もし廃液が漏えいした場合には、その廃液をすべてトリウム口からサンプタンクに導かれるように、
0:22:11	設計されており、
0:22:13	それにより、昨年度の方に導かれた濃縮は 1、
0:22:17	の水位情報、SURCの推進、水位の上昇を、
0:22:23	マイクロスイッチ等々させて、検出することでは漏えいを検知すると、というような仕組みになっておりまして、こちらの方を、今回の
0:22:33	設置する設備についても適用して、漏えい検知をするということにしておりますので、今回の添付資料としてはつけてないということになります。
0:22:45	以上が、前回いただきましたコメントに対する回答をいただきます。
0:22:51	続きまして、最後、コメントリストによる公民の具体的計画についてご説明させていただきます。こちらについては、
0:23:03	申請書の添付資料、申請書であったり、補足説明資料の中にですね、少し動きが、訂正したい箇所、
0:23:11	やっぱり発生を確認しましたので、こちらについて記載をしているものになります。
0:23:17	一つ目のA棟につきましては、家財というものについて、剤という字が少し混在してましたが、正しくはすべて材料代が、
0:23:30	新しいということですのでこちらの方、
0:23:33	これにあたって適正化したいと思います。
0:23:35	二つ目は、今回申請の方ですね、組織改正がありましたので、それを資料の方に反映したいというものになります。
0:23:45	三つ目は、耐震の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:48	警察の中に、許容力についての端数処理が一部適正でなかった箇所がありましたので、そちらの方についても適正に直したいというものになります。
0:24:00	そういうものの四つ目につきましては、附属説明資料の図の説明をに関する記載が、
0:24:08	本人の添付資料と合ってなかったという部分がありましたので、そちらをあわせて直したいと。
0:24:13	いう。
0:24:14	以上 4 点が、資料の修正を行いたいと思います。
0:24:20	以上で説明を終わります。
0:24:24	ご出席いただき、
0:24:27	はい。規制庁西内です。一応、
0:24:33	等ご理解はいただいていると思うんですけど、ちょっと言葉遣いのなところだと思んですけど誤解がないようにだけなんですけど、
0:24:40	指摘をしたつもりは毛頭なくてですね、前回のヒアリングで、事実関係の確認だけをしたつもりでして、はい。その中で
0:24:48	確認をして、整理をして説明してくださいというコメントをただけで、別にセキをしたつもりは毛頭ないので、そこはちょっと言葉遣いで、変に誤解を与える恐れもあるので、文字起こしというところもありますしそこら辺はしっかり誤解がないように、一応申し上げておきますと、
0:25:05	あとは、
0:25:06	あれですかね説明の中で、
0:25:09	コメントNo. 7 のところですかね、
0:25:14	山名の
0:25:17	育ちとかを使用しないっていうねかなんか読みにくいというような話を、コメントをされたと言ってますが多分来読みにくいとかで何か言った記憶はなくてですね。
0:25:27	単純にスラジとかの話が、説明をされてないので説明してくださいと多分いただけたと思うので、ちょっとこの後の具体的内容また確認をしますが、そういったところの 2 点だけちょっと誤解がないようにちょっと冒頭でも伝えておきたいと思います。
0:25:43	1 点目のヒアリングの位置付けを殊、ご承知いただいている話だと思いますので言葉遣いだけよろしくをお願いします。
0:25:52	規制庁側から何か事実確認があればお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:00	藤布施様です。はい。あと私の方から、ぶつかったりされていきたいと 思います。
0:26:09	衛藤。
0:26:10	聞きたいところはあるんですけど、じゃあ、それとセイヒョーの順番でい きますとですね。
0:26:19	ナンバー1のところについては、
0:26:28	資料で、
0:26:33	資料、今日の資料で言うと資料2ですけども、通しページ数をつけて もらったんですか。
0:26:44	ちょっとパパッと何ページというメキだろうっていうのがあるんで、
0:26:49	できればPDFで見た時と同じになるように、表紙を1継続するようなイメ ージですね。
0:26:58	通しページ数を使っていたいただければと思います。
0:27:04	どうしても、
0:27:09	許可の方で説明をしてもらった内容を、
0:27:14	盛り込む。
0:27:17	どうなんですが、
0:27:23	shallフェイス徒歩補足、ここの1本、16ところですが、
0:27:29	濃縮廃液、
0:27:32	関係の増量水素のところ、
0:27:36	相場くんですけどもこれは、この図なあと下の方では出なかったっつ うんですかね。
0:27:46	中国電力の仲野です。はいご認識の通りです。はい。はい。
0:27:51	瀬戸です。お話でちょっとこの図について確認なんです、まず、タンク 容量、
0:27:58	今、これは数字を一旦16070ぐらいになるんですけど、
0:28:07	他の方の資料といった時に
0:28:11	2号機で60が3、3回あって、それより多いっていうのは、0サングウレ て1号機側濃淡でも作っている。
0:28:24	中国電力の仲野です。はい。1号機の容量も、
0:28:33	ていうのはミイ号機と共用してですね。
0:28:43	中国電力のナカノですから、
0:28:45	タンクはですねそれぞれ1号機のABCのタンクがありまして、そちら で、
0:28:51	については

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:53	それぞれで共有はしております。統合しているのはそういうその後段の酸素供給タンクの部分は、小路において協議しているという形になっており、
0:29:07	乾燥機という。
0:29:16	中国電力、
0:29:18	イマセ若干訂正させてください。
0:29:22	地方のプラント設備、先ほど事業者のしか入ったんですけども、これは共有しておりません。これ1号機野瀬
0:29:31	で、2号機の車体規格含めまして、ハード系の処理施設は、こちらは12号共用という形にさせていただきます。
0:29:40	以上ですか。はい。
0:29:42	特性とイトウです。ですから1号機側の招待客は1号機で2号機側の計画は1号機共有というところで理解します。
0:29:52	そうすると、結局何か
0:29:56	タンク容量的なところでいうと、
0:30:00	合計で返していただくんですけど
0:30:04	要するに、2号機側のところがネットワーク側の方の容量、
0:30:14	を見て、これ、信用力あるかっていうところ。
0:30:19	その分が必要かなと。
0:30:21	呉は、2号の方から1号に、
0:30:24	ということではできないわけですよ。
0:30:27	ところで、
0:30:31	2号機側で社長が対するアベ%フナノで足りてるとは思うんですけど、ちょっと一目イワタ区と2号機のタンクの、
0:30:42	位置付けというか、を書いていただいた上で
0:30:46	に誤記をある方、
0:30:48	容量想像の関係を示してもらえば、質問かなと思ってます。
0:30:55	資料。
0:31:02	はい、中国電力のミナミ。
0:31:05	セキマエネイマセ理解しましたので、井戸地区の、特に追加させていただこうと思います。趣旨としましては今、12号機の
0:31:15	処理設備になりますので、はい。
0:31:18	1号機の歯科医院もこのセメントコウカトウで処理するという観点で1号機合計でまとめさせていただいたんですけど、今のご指摘の通りに更新の、発生した後は1号機の知久愛沙長官、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:32	遅れまして、その年前のグラフも変わって、
0:31:39	以上です。
0:31:39	指摘はしてないですか。
0:31:41	接近お願いします。はい。今、ご確認いただいたことを説明するために、はい、そのようなことで対応させていただきたいと思います。以上です。
0:31:53	はい。ありがとうございます。お願いします。東映と同じ図についてなんですが、江藤、このオオツカ池田久野十河。
0:32:03	2022 年度 2023 年でちょっと下がってるんですけど、これは減っているんですか。衛藤。
0:32:12	国家処理をな、したとかでしょ。
0:32:16	狭いところから、プラス、
0:32:21	電力のミナミ。
0:32:22	はい。今、この辺これから改正
0:32:28	で、同じように、
0:32:31	要は、
0:32:35	1 年程度ですね。
0:32:36	処理をです。
0:32:38	ので、
0:32:40	になったというところで、
0:32:42	以上です。
0:32:44	直接尾藤です。郡らっしゃった。
0:32:49	コガネットになった 1 ルートですね。
0:33:01	後、報告が疑問なんですけど、次のホソノ 1-17 ページで、
0:33:09	(5) の 3 行目ぐらい。
0:33:12	ですか。
0:33:13	パスコタイプの焼却溶融処理により、放射性廃棄物の貯蔵保管量低減を図ると書いてあるんですけど、これって、何か、
0:33:23	今、貯蔵場に保管してるものをさらに減容することなのかそれとも今後発生するものについて、低減を図るっていう意味なのかっていうとどっちですか。
0:33:37	両方です。
0:33:39	中国電力の仲野です。まず貯蔵所にあるもの廃棄物について、を測っているのもそうですし、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:50	各建屋から発生したもの、焼却処理については直接、処理設備に運ぶようなケースもありますので、両方それぞれ考えられます。はい。以上です。
0:34:02	首藤です。要望ということで、承知しました。
0:34:07	あとはですね、
0:34:10	うん。
0:34:12	すいません。固体廃棄物貯蔵場の保管容量なんですけど、今、4万本ちょっとお話があって、
0:34:24	一方で、
0:34:27	ちょっと方の資料だと3番幾つという数字が書いてあります。この差分は、許可の方で確か増設を考慮するみたいなのが書いてあっても、そこで、
0:34:40	読んじゃってるっていう理解でいいですか。
0:34:47	はい中国電力の仲野です。実際にはですね貯蔵所ってイトウっていうのが、すでに運用を開始しております、保管料も
0:34:58	考慮した数字になっております。
0:35:01	このスズキ尾藤という3号設置許可以前、3号設置許可の時にデータっていうのも含めて申請をしております。その中で、オカをいただいた。
0:35:11	いうものになります。商業施設とか、そういうことですか。なるほど。3号炉っていう、
0:35:20	まあ、結局、2号の方で、そのドラム缶の本数を修正するっていうところまでは、意見する必要がないという判断で、にしているということ。
0:35:35	中国電力の南です。
0:35:38	そう。
0:35:40	先ほどの資料で、というのは、説明する三本も、
0:35:45	あんま、
0:35:47	基本ケースとしているところですね、すいません私まだちょっと、
0:35:51	その部分を確認させていただければと思います。本文5号等の、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び施設って言って、
0:36:03	どうか。
0:36:04	郷さんの廃棄物の廃棄設備の、
0:36:09	括弧、
0:36:11	いいですか、ローマ数字の下。
0:36:15	廃棄物の処理能力のところ、答え対決創造上は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:22	ハラさん、約 3 万 5500 本相当っていう記載があるんですけど、これが今最新だと思いますけど、
0:36:30	どうぞ。
0:36:32	スケール本。中国電力の南です。はい。理解いたします。
0:36:37	2 号の許可、今回の設置許可において出してる資料で、今ちょうど設備が 3 番、
0:36:47	4000、になっているというところで、これはですねその後に出すという、その事が 2 号機であって、以前になってその後になったサンゴを聞いていただいた時にですね、D 棟という、先ほど説明しましたけど、
0:37:04	貯蔵設備の増設を設置許可を終えていて、その施工にも実績すでに
0:37:12	認可もいただいて運用を開始しております。それがですね、こちらの補足説明資料の方の、
0:37:20	2016 年、
0:37:22	のところですね、赤い点が上がっているんですが、これがですね、答えは一部ちょっと仰って等というのができ上がったので、
0:37:32	4 万 5500 本になりますというところになります。
0:37:35	ただしですね、日本の設置許可において、アカイシの設置許可においてですね、この部分添付の部分というところもあったので、その程度をですね、
0:37:47	一式全部反映したわけではなくてですね、その部分はちょっと反映しておりませんので、ポンプの部分はですね、
0:37:56	従前のままの資料とさせていただきますので、その本数で、さらには小竹庁舎シートまでの使いしかないと。
0:38:06	というような、資料になっているというところではありますが、現実には島根県中発電所には、3 号機の設置許可で記載しておりますように、0 当間でございます、4 万 5500 本までの容量があるというところになっております。
0:38:20	以上です。
0:38:22	サトウセイトウです。大体経緯はわかったんですが、添付とおっしゃってましたけど、私が言ったのはポンド 5 号の中の記載です。
0:38:33	ただグループの中で増設を必要がある場合には恒設を考慮すると書いてあってそこで、
0:38:40	見てるのかなという。
0:38:42	そうずっとfalseシンボ。
0:38:45	もし何か説明で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:48	違っているところがあれば、
0:38:51	教えてください。はい。
0:38:54	中国電力の南です。はい本文のところ、熊木ですか。本文のところにその記載があるというところなんです、説明は先ほどの通りでして、
0:39:05	その部分についてはこの新規制の設置許可においては耐震化はない部分というところになります。以上です。
0:39:15	はい、わかりました。衛藤。
0:39:18	まず私からはナンバーワンについては、いつです。
0:39:23	それじゃあ、ナンバーツーに行くんです。
0:39:28	と、
0:39:30	設工認対象と、そうでないところ、
0:39:34	区別というところで、
0:39:41	この1-1ページ、5物か。
0:39:44	一つ1で、
0:39:46	系統に求める資格の根拠がなきゃいかんではないっていうのはそれは社会環境ないっていうことイコールという理解でよろしいですか。
0:39:59	中国電力の山野です。はい。ご認識の通りです。はい、規制庁です。
0:40:04	やれば何ヶ所配管という言葉をごここに置いてもいい気はしますので、
0:40:13	あと、すいません。はい。
0:40:15	で、
0:40:18	等、
0:40:19	とりあえず私から、
0:40:22	赤松さんぐらいです。
0:40:26	ナンバー3の方。
0:40:29	できますっていうと、
0:40:33	とNo.3。
0:40:35	もう、
0:40:38	ちょっと後で機能廃止とかについては、
0:40:42	バロックの方で聞こうと思ってますけど、難波さんについては特にはないです。
0:40:50	ナンバー4に行きます。ナンバー4の方で、今電器について、
0:40:57	藤小峰について、大体設置される。
0:41:02	スルー位置とか、配管がどこに繋がっているのかとかその辺りはなかなかわかったんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:12	うん。
0:41:15	前回のヒアリングを聞いている運用とか制御方法とか、その辺の説明が、
0:41:24	ないのかなと思っていて、ちょっと今、
0:41:27	それっぽいのは何か、
0:41:29	と。
0:41:30	この市野さん。
0:41:32	ページの自動インターの原則とするぐらいしかそうなんですけど、
0:41:38	何か自動といっても、多分、誰かが言って、
0:41:42	アカイシの操作とかし終了の操作とか、金貸しているはずで、ちょっと誰がどっかにね、
0:41:49	操作するののかという説明をいただきたいんですが。
0:41:58	中国電力の仲間です。はい。今言われた通り原則、この1-3ページにですね、
0:42:05	自動運転を原則とすると書いております今伊藤さんが言われた通り、実際には運転員の制御室がありましてそちらで指導、
0:42:16	ベップとか停止の操作をすると、監視するということになります。
0:42:21	それで実際にその営業方法というところで、少しだけ補足をさせていただきますと、この後の1-3ページに少し記載を、
0:42:32	加えておりまして、①から④のところに基本的な流れは書いているんですけども、例えば①のところで言いますと、
0:42:42	濃縮廃液の形状に関しては、計量タンク内の液系をにより計量するですとか、あと、③のところですね固化材の投入量については、
0:42:56	固化材軽量供給ホッパにあるロードセルを用いてその投入量を管理するとか、そういったところを少しだけ
0:43:05	加えさしていただいております。
0:43:07	以上です。
0:43:20	統廃合セットイウです。
0:43:22	とりあえずですね制御性業者、ちょっと聞きました。制御室っていうのは廃棄物処理建屋の中に制御室がある。
0:43:33	中国電力の仲野です。はいその通りです。
0:43:37	はい、わかりました。ちょっと、どこが左側の行って、どういう操作をするのかといったところは説明を足していただければなと思います。よろしくお願ひします。
0:43:51	あとは、今年、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:54	経営、
0:43:59	そうですね。
0:44:04	申請
0:44:07	ホール、
0:44:14	撮影、
0:44:15	廃棄物の説明書ん方ですね。
0:44:20	当時、固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書というのがあります。
0:44:29	ここ出ている。
0:44:34	藤。
0:44:36	中身なんですけど、
0:44:39	サービス違ったり、
0:44:41	構造設計とするために、こうしますっていうのが書いてあるんですが、ちょっと
0:44:47	もう少し説明が欲しい関係について、江藤／ガードってそもそもどういうものですか。
0:45:02	中国電力の中野です。リスクが終了っていうのはですね。
0:45:08	少々お待ちください。
0:45:19	今回は、補足説明資料の1-5-1の7ページをご覧ください。
0:45:32	こちらご覧いただきますと、下の方のドラム缶というものが、点線で書いております。その上に大井という囲いというかですね、それにくっついて
0:45:44	ものがあります。こちらがちょっと図示はしてないんですが、スプラッシュワードになりまして、その／ワードとフランク密着した状態で、
0:45:54	その中で、コウ連をするということで、このコウノしてるものの中から、高齡物が飛散しないようにしていると。
0:46:05	そういったものになります。
0:46:19	ちょっとイセイトウです。
0:46:26	まず、野中D／がどこで線をおすすめしてもらったと。
0:46:37	そしてその説明書の表だと、
0:46:41	ドラム缶をT. 9まで上昇さつ性すら知らないんですけど、ここ、ここ、どう
0:46:53	中国電力の中野です。はい。その通りです。
0:47:11	先生等です。とりあえず、はい。
0:47:17	そうすると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:26	先方側のですが、
0:47:32	細井。
0:47:34	この1の、
0:47:36	4ページに、
0:47:39	はい。
0:47:43	体型料金という。岸。
0:47:47	竹尾宗台計量ソフトはTITANですけど、これは名前残って、何でしょう。もうそれは確実にそのまま変わる。
0:47:59	イメージでよろしいんですか。
0:48:06	中国電力は何ですか。はいその予定です。
0:48:13	はい。
0:48:14	名前が悪いっていうのがわかり、何か書いてもらう。
0:48:18	思います。
0:48:24	ちなみにすいません。昨日配信する乾燥機と、
0:48:31	いっぱいそそう
0:48:33	供給器とかって、
0:48:36	この同じ発音を残るようなイメージなんですよ。
0:48:50	もう、
0:48:51	アカイシとして残る部分については、当該の部屋に設置されているものではなく、なくですねスタッフやから、設置されているもの。
0:49:02	一つ、本体営業総供給器等がこの部屋に設置されていてそれらは撤去されるので、その
0:49:11	イトウの増築A営業担当を設置すると、というような江藤整理だったと思うんですが、補足ありましたら、松島大河内からお願いします。
0:49:52	規制庁西内ですけどは、特に本社から発電所側から特に補足ないって理解で大丈夫ですか、聞こえてますカセ。
0:50:01	葦原現象からハシモトアノと集計されたところが少し、
0:50:06	それからためアノニッサカ申し訳ないんですけど大坂の意見を説明されたのが、回答は失礼しました。
0:50:15	ところだと思えますけど、資料2のこの1ページ、
0:50:19	のところで、改造前アノ比較を記載するの方で、緑左側改造前再生法の緑着色のところが、
0:50:29	言われまして、右側の最後の方でオクbyである、合わせて記載する方が、その発見するもの、ものとしては残置すると。
0:50:38	というようなものになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:40	それでそれが先ほどの右の説明の通りだと思っております。以上です。
0:50:47	はい、世古伊藤です。
0:50:49	そういう意味だと思うんですね、機能廃止をするものが、この部屋に上げて使っているところは、説明を出して、
0:50:59	もらいたいかと思えますけれども、
0:51:04	それを目指してもらうことは可能ですか。
0:51:08	はい。15 ページのナカマです。承知いたしました。反映させていただきます。
0:51:14	よろしく願いいたします。
0:51:17	私からNo.4 については以上です。
0:51:22	阿藤LANCR。
0:51:26	後について、
0:51:28	そうですね、
0:51:41	整理の確認。
0:51:42	なんですか。
0:51:47	第 40 条 8 発、
0:51:54	申請範囲が廃棄物増設日本の対象。
0:52:00	一方審査クッキーの審査資料というのは、こういうことを確認しております。
0:52:09	許可の時は申請単位貯蔵設備が入ってますっていう日付なんですけど、そういうのも入ってないけど何か説明したみたいな、そういうことです。
0:52:48	中国電力の南会アノ施設とかの時の資料上はですね関係はあると、今回の変更に伴って関係はしている条文であるというところで、
0:53:01	その説明として、今回つけさせていただき、
0:53:05	いろんな内容を説明させていただいたところに行っております。以上です。
0:53:13	磯イトウです。
0:53:16	それはちょっとその下の段ですが、プラント関係あるとしていって、今回、鉄道願うと。
0:53:25	適用ショウガン。
0:53:28	いうふうに変わっているところについて、もうちょっと整理を確認したいんですが。
0:53:38	東北電力の宮部君。
0:53:40	はい許可の時はですね、設置許可基準規則の貯蔵容量を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:49	満足するようなすいません、発電所で発生する廃棄物を貯蔵できるの満足できるような容量を確保するというような状況になっておりますので、
0:53:59	関係あるというふうにして説明させていただいていること。
0:54:03	いうふうな活動でした。で、今回は
0:54:09	設備上の比較で、初動設備が
0:54:13	漏えいしがたい構造であることとか、そういうところになっておりますが、今回その貯蔵設備にそういう変更を行うようなことは、
0:54:24	ございませんので、適応しないという。
0:54:28	整理で今回出させていただきまして、
0:54:32	他で説明させていただく内容はこん、この度、
0:54:35	理由の欄についていただいたというような感じでございます。以上です。
0:54:49	きょうとうです。
0:54:55	といたします。
0:54:56	全部全部理解しきれないんですけども、とりあえず今、
0:55:01	ご発言、ご説明いただいたところをもう少し 40 条の企業欄に追記してもらった方が、許可と、
0:55:13	設工認で何で違ってらんですが、ちょっと違って、対象許可対象になってるなってないって何か違う形が見えるので、補足。
0:55:26	説明を。
0:55:28	もう少し出してもらった方がいいのかなと思っております。追記をしてもらう。
0:55:37	いうことは可能でしょう。
0:55:42	はい。
0:55:44	1 度は、次回検討させていただきます。
0:55:53	先生、井内ですけど。
0:55:57	ちょっとごめんなさいさっき説明いただいた内容をちょっともうちょっと理解したいんですけど、
0:56:03	許可の時には、
0:56:05	まずさっきの説明だと、
0:56:07	本工認に行くと容量の要求は特にないって思ってたんですけど。
0:56:17	容量の要求がないかと言われます。ちょっと。
0:56:23	そうですね切るといった容量のものをつけるというのは必要だというふうには考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:30	大村さん規制庁に手術ですけど、鳥飼はあまりできなくてですね。
0:56:34	今日は条文を持っていますか。
0:56:36	お手元に設置許可基準規則と技術基準規則、規則でそれぞれご用意 ありますか。
0:56:42	少々。
0:56:46	むしろ後任の方が直接的かなと思うんですけど、
0:56:51	50 ミギタ覚書いただいてもいいですかね、許可の 28 条と公認の 40 条 ですかね。
0:57:50	15 時間。
0:57:52	15 時までって、部屋は 15 時半まで行ってます。
0:57:57	すいません。全部、よろしく願います。はい、西内です。許可の方か らいくと、28 条で、
0:58:06	これ、本則がワダと明確には書いてないんですけど、ちょうどすること。
0:58:11	発電所において発生する放射性廃棄物を貯蔵する施設を設けなきゃい けないと。この貯蔵するってのは何ぞやっていうので解釈で書いてます けども、
0:58:20	発電所から発電用原子炉施設から発生する発生量排出量をどう踏まえ て、貯蔵管理できることをいう。これがまさにさっきおっしゃってた、皆さ んおっしゃってた要求だと思うんですけど、
0:58:30	技術基準規則の 40 条にいくと、第 1 項で全く同じことを要求してると思 っていて、
0:58:35	ここの違いが何がどう、どうとらえているのかがよく理解できなかった というのがまず現状の私の理解なんですけど。
0:58:42	全く同じ要求だと。
0:58:44	国に技術基準に行くと、今度はまた設備の稼働率とかで書きちゃうとま た具体化されてる部分ありますけどね。趣旨は全く同じだと思ってます けど、何の違いがあると思ってらっしゃるのかっていうところをもう少しち よっと説明いただいてもいいですか。
0:58:58	中国電力も、
0:59:01	教えます。
0:59:03	そういうような、
0:59:05	ております。
0:59:08	もともとですね設置許可で、容量についてはご説明はさせていただいて いるという認識ですので、そこから変更するようなことはない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:19	いうところでしたので、基本的にこの設工認段階においても容量としては十分確保されているというふうに考えておりましたが、
0:59:28	このPETによって、関係性というかその機器を、
0:59:32	処分かどうかというところについて、ちょっといま1度整理させていただきたいというふうに思い
0:59:39	規制庁西内です。ちょっとそうすると前回のヒアリングは状況が変わらないのもうちょっと状況確認、もうちょっと事実関係を理解したいんですけどね。
0:59:47	僕、許可の段階において、この貯蔵容量に関する本文上の変更はしてるんでしてないんですけど、申請書上は。
0:59:58	局面、
1:00:01	容量についての変更はしておりません。はい。規制庁西内ですそうですね。だからまず許可等今回の申請において本文所は貯蔵容量に関する変更はないよっていうのはそれは同じなわけですよね。ステータスは。
1:00:13	この許可に行きますと、許可の時には説明いただいた関係するところで説明されてるんですよね。それはなぜかというところ攻めぽかーによって、発電廃棄物発生量とかが変わるから、
1:00:23	だから説明されてるんですよね。じゃコウに行きましょうと、要求は同じです。
1:00:28	申請書の変更内容も同じです。関係性も同じですよ。
1:00:33	なぜ工認だとバツになるのか。
1:00:35	という単純な仮の話を確認させていただいているというところですよ。
1:00:39	少なくともここら辺の関係性で、違いがあるから、違いがあって、許可余るこっちはバツですそれはわかります。ただ、今現状違いが見えないので、何回も確認をさせていただいている。
1:00:50	いうところはまず、こちらは確認したいとご理解いただけますかね。
1:00:56	中国では、理解いたしました。
1:01:00	はい。規制庁西内です。そこに対しての説明が来ないと何回もすれ違うだけなので、そこをしっかりとご理解いただいた上で、説明資料充実いただきたいと。さっきのちょっとイトウの最初の1往復だけだと、多分同じことを繰り返しただけだったのでちょっともう1回、もちょっと確認をさせていただきましたけど、少なくとも要求に関して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:19	今ここがマルかバツかっていう観点で違いがあるとは正直私は今現状持ってなかったの、そこも含めてしっかり整理をしたし、した上で事実関係の説明をいただければと思いますよろしくお願いします。
1:01:30	南。はい、了解いたします。
1:01:37	江藤社長イトウです。スパレスターします。次に行きます。
1:01:43	NOです。
1:01:46	昨日はイシイについて説明をいたしております。
1:01:52	江尻には記載はないんですけど、この機能は井清って要するに公認作成要領って言うてる廃止と同じ。
1:02:05	ものっていう理解でいいですか。違うじゃないですか。
1:02:12	15 ページ。はい。認識はどうですか。
1:02:16	はい。
1:02:17	はイシイ。
1:02:21	うん。
1:02:22	で、ちょっとこの作成要領を見たりしていると、機能廃止と撤去両方ソウノナカ廃止手続きをするもの。
1:02:33	であるというふうに書いてあって、廃止せ手続きってというのは何か、
1:02:38	そう。
1:02:39	どういうものなのかっていうのがちょっとわかったんですね。何か手続きがあってそれが完了したっていうのを実感する、プロセスあるんですか。
1:02:53	中国電力です。
1:02:55	今回は、昨日はイシイとした部分と、撤去した範囲については、使用前事業者検査において、確認がされると思っております。
1:03:06	ドイ泉についても、撤去した案についてはきちんと撤去されていること。
1:03:11	機能廃止されている部分についてはその運用ができないように、処置をされているっていうようなことを、状態確認するような計算というふうに考えております。以上です。
1:03:27	はい、衛藤です。わかりました。
1:03:34	おいもう少し、
1:03:38	遅食う、1-2 ページの図の関係なんですけど、
1:03:45	イトウ、
1:03:48	先週は書いてなかったら、運用停止っていう言葉が出てきててですね、運用テスト機能廃止。
1:03:55	っていうのは、どう違っているっていうのを教えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:06	中国電力です。
1:04:10	運用課ってところの普通 11の方に追加させていただいた運用停止というものは、基本的に設備の方の、
1:04:20	変更というかですね、改造を伴わない部分について、衛藤、その運用をしないということを明示するために、衛藤、
1:04:29	その確認をするところを、学籍方針として定めてですね、確認をする範囲として、置いております。
1:04:37	実際樹脂貯蔵タンク、
1:04:40	がそれ聴覚の方からですね、
1:04:44	搬送供給タンクの方に江藤移送するラインについては、明健康というの放置等は今回行わないで、
1:04:52	ということではなくて、その後使えませんというところを明確化して、そのことを確認するというふうにしたいと考えております。一方で、衛藤、
1:05:03	この乾燥機の部分については、もともと、ドラム詰め装置としてですね、プラスチック固化装置としての機能があった部分を、その部分は使わずに、
1:05:15	新たに設置するセメント固化設備を設置するというので、
1:05:19	本来であればこの乾燥機、
1:05:23	以降についても、本体、形状、輸送供給等々、
1:05:31	同じようにですね、廃止して、撤去されるという流れになるところを、とかも使用する可能性があるということで、機能廃止としてですね、設備自体は、こういった機能自体は、設備としてなくすと。
1:05:45	というような手術の方は、もう廃止として整理をしたいというふうに考えている。
1:05:53	以上です。
1:06:01	東北セトイトウです。はい。
1:06:04	あと、ちょっと理解が間違ってたんです吉井ですけど、衛藤機能廃止。
1:06:11	運用ってす。機能廃止するものと運用徹するものの違い。
1:06:17	ていうのは、階層
1:06:21	改造を伴うかどうか、改造を伴うっていうのは、
1:06:28	予備を目標の変更があるかと。
1:06:30	から、
1:06:31	ちょっと、ちょっと分かれ目をちょっと教えて欲しいんですけど。
1:06:37	はい、中国電力、結城です。
1:06:40	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:42	機能廃止と運用廃止、運用予定指導。
1:06:47	差としてはですね、衛藤機能は、運用停止の方は設備的には基本的にはいじらないと風前提です。今言われた通り、要目表の方で、
1:06:59	変更が行われるようなところがない部分。一方で、機能廃止の部分は、もともとこの乾燥機供給ポンプが、鳥居麻生。
1:07:12	から、文化庁そう供給器等の部分については、衛藤。
1:07:18	ドラム詰め装置、セメント、
1:07:21	オオバ式としての流路として使用していたんですけども、その部分を、設備として切り離しをして、使用しないようにするっていうような、
1:07:32	処置を行いますので、こちらについては、木嶋。ここは明確に
1:07:37	プラスチック公式として使用しないというのを、機能を廃止するところを、衛藤。
1:07:47	要目表としてですね、示す部分になりますので、その違い。
1:07:53	と、いうふうに考えております。
1:07:57	もし発電所、本社の方で補足等ありましたら、お願いします。なければいいですね。
1:08:02	お願いします
1:08:10	だから、補足あります。
1:08:16	立場も少ないです。
1:08:20	はい。
1:08:21	衛藤区セトイトウです。
1:08:23	何となくはわかったんですけど、ちょっと
1:08:27	あたり、予定して、何なのっていうあたりも資料上で書いてもらえると、もらえればと思います。
1:08:38	ちょっと手続き的な確認なんですけど、
1:08:43	結局、
1:08:44	運用停止したものをまた、
1:08:47	運用しますとか、機能を廃止したものを、また使えますよとかいったときは、
1:08:56	どっちも設工認申請をするっていう手続きがあるんですか。
1:09:03	はい。中国電力です。はい。ご認識の通りで、いずれも設工認申請は必要かと思っておりますけれども、
1:09:12	申請する際の範囲が異なってると思ってまして。江藤ミナミページの方は、基本設計方針として、今回明確化させた。
1:09:22	考えている部分について変更するというのが申請になるかと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:29	一方で、
1:09:31	ノウハウの部分をもし使用するというような場合は、4行の方、ちょっと機能として排除している部分を衛藤、例えばセメントとかの説明資料として使用するということになりますので、
1:09:44	その変更も伴った、その変更を記載するような形になるかと考えております。以上です。
1:09:55	はい、セイトウです。
1:09:59	わかりました。それでお聞きしたいのかと。
1:10:08	ちょっとか昨日配信っていうのは、
1:10:13	今、私新規規制工認の時の詰めてるんですけど、ヒトラー一点鎖線、
1:10:23	買収が点線っていうふうを書いてあって、そういった形でわかるようになっていきます。
1:10:30	運用停止っていうのは、何か系統図とかでCAMS。
1:10:36	ものなんでしょうか。どうでしょうかっていうところですよ。
1:10:51	15年。
1:10:52	少々。
1:11:03	ちょっとワーク荒尾なんか、
1:11:05	多分まとめた形で行ったり来たりします。
1:11:08	何かある程度一つでしたっていうところの話。
1:11:16	中国、
1:11:17	すいません。どうぞ。といてタテ 2.3. が、資料をちょっとまた後、教えていただけますでしょうか。
1:11:26	セトfromです。今私が当島根 5 節項申請のダイイチのうちの 1-3-1 図、
1:11:40	オカ系の系統数、
1:11:43	そのミイってやつですか。
1:12:21	ちょっと上は、
1:12:29	お前、
1:14:07	中国電力の南です。はい現状はですね、運用、
1:14:11	水の排水の部分については、特にこの図面上では、何かしらの識別等は実施していないということになります。以上です。
1:14:21	はい、セイトウです。ちょっと今日は、
1:14:29	難波福家他に、既設炉、
1:14:36	ニシウチです。
1:14:40	イトウ運用停止は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:43	その辺のその新基準のときにもやってるんでしたっけ、同じように使ってるんでしょうか。
1:14:51	運用停止って呼ばれてる日付の考え方は、
1:14:56	中部電力、水崎衛藤の停止というわけではないんですけども、何かしらその
1:15:02	江藤下順序等ですね、運用を決めて、それに対する確認をするっていうのは新規制でも、
1:15:10	規制庁西内です。ちょっともうちょっと聞きたいことを明確にすると
1:15:15	機能廃止と運用停止でなんか一番ちょっと私が疑問なのがですね、
1:15:19	運用停止の場合って、この今補足の方にも書いてもらってますけどこれも要望が残り続けるんですよ、該当する設備。
1:15:27	配管の配管ですし廃止配管の要目ですかね。
1:15:31	そう。という状態でいいんですよまず。
1:15:34	違うんです。まずその状態がすごい。まず私が疑問で、要目。要は、
1:15:41	まさに樹脂をこのタンクに送るための主配管ですよ。それ以外の用途内容も食うですよ。その中配管って、その主配管は要目として残り続けるで基本設計方針でそれを使いませぬよって否定しに行く。
1:15:55	単純に要目を削除する機能廃止と何が機能廃止をすればいいんじゃないかってふうに思って思っただけなんですけど。
1:16:01	なぜわざわざそのナカ隙アノ曲、ひねくれたことをするのかっていう単純な疑問がありまして、そういう意味合いで私実績があるのかというふうにお聞きしたかった運用停止っていうのは、要目はある。
1:16:13	だけど基本設計方針でそれを使いませぬよ、いわゆる運用停止ですよ。それが多分おっしゃってるっていうふうになっているものがあるんですかという問いです。
1:16:23	はい。
1:16:24	で、私が確認したい意図もお伝えしましたが、
1:16:29	4方向を削除するだけじゃないんですかと普通に考えて、
1:16:33	と思ったので、お聞きしているというのが現状です。
1:16:37	ということでちょっとまだ実績があるかを確認させて欲しいんですけど。
1:16:44	15年です。詳細は明日帰って確認をさせていただければと思うんですけども、私の記憶している限りでは、15の12を、
1:16:56	気を踏まえている部分の共用の廃止にあたって、設備の撤去をしないものの、弁の閉ロックをすることで運用を廃止するっていうような処置をしている箇所はあったと考えています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:10	ただそれがちょっと要目表になっていたところかっというところは確認をしてみないとわからないので、少し持ち帰って確認をさせてください。
1:17:17	はい。規制庁西内です。実際に多分そういったことをやってる実態としてやってることはあると思うんですよね。あとは申請書の形形態、
1:17:24	今回オダ基本設計方針を明確化されるとおっしゃってるので、だからこそですよね。
1:17:31	何て言うんですかねその不普通に考えてですよただですね基本設計方針が入って多分公認が結構ややこしくなってるとは思っているんですけど、細かくなっているかなって違うっていう気はするんですけど。
1:17:44	ただ高部さん細かいからこそシンプルにっていうのは多分基本かなと思っていて、
1:17:49	まず、なぜ要目表を残す必要があるのかっというところからが理解できなかったんで、まず実績があるのかというふうにお聞きしたところでしたと。で、そういう意味でいうとさっき説明いただいたようなロックの話が、
1:18:02	それはもしかしたらそもそも要目対象じゃなくて載ってなかっただけかもしれないですし、ちょっとそのはずの状況も含めて、要は同じ状況のものがあるかどうかっという形でちょっと実績をしっかりとね説明をいただきたいなと思ってますよろしくお願ひします。
1:18:19	はい。
1:18:22	あ、規制庁中ですけど、
1:18:25	ちょっとこちら辺の関係で少し確認をしたいんですけど。
1:18:32	機能廃止っていうこと自体は、中心的に、作成書状性設定、
1:18:40	この事態というのは、新規性基準前からこういうような状況の取り扱いですが、実績は、
1:18:48	55
1:18:57	基本的にですね、ちょっと私の方で把握、
1:19:02	ふやして参ります。申請前から機能配置というものが、地域の実績はあるかという感じだったと思うんですけど、本社とわかりますか。
1:19:17	5件、5号です。ちょっとこちらとしてもですね申請で統一をしたものについては把握しておりますけども、ちょっと申請前でこういったというのは、
1:19:28	していったあろうかというのはちょっと見城の回答できないことです。以上です。
1:19:35	中央部ですからちょっと説明させてもらわないんです。はい。
1:19:40	多分これが外部にも、多分載ってないライン
1:19:46	必ずそうなんか会社って、こういうのを何か採用してるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:50	あまりちょっと見受けられなかったんですけど。
1:19:54	多分それはだからあまりその一般化されてない概念を持って、
1:20:00	それがその
1:20:02	機能を廃止しますというふうに読む表じゃ分かることはわかるんですけど、これを一体浴槽だけ変えれば、
1:20:11	それで済むのかってのはちょっとよくわからなくてですね、どこまでの担保のテスト機能廃止というところがコウ。
1:20:19	公人としてオーソライズされるのかとか、多分そういうところが、
1:20:23	従来からそういうような整理をされてきたのかどうか。
1:20:28	なんかそういう原則的なところがあればですね。
1:20:33	いうところの趣旨です。
1:20:37	うん。
1:20:39	中部電力ミュキですか。
1:20:42	はい、承知しました。失礼します。コメント回答になるかどうかわかりませんが、まず基本廃止と、
1:20:55	している部分については、申請の中では、MSC系について、
1:21:03	いただいた通り、
1:21:05	あと思ってるんですけども、
1:21:08	そのMSCというシステムの機能としては、使用しないというふうに、
1:21:14	なぜですねその廃止。
1:21:17	処置というのは、これに関する使用前事業者検査として確認されます。それが、江藤は廃止したということ。
1:21:27	そして、AFC系として使えないというようなことを、状態確認、
1:21:31	何かしら検査として確認することで、担保をするものだと考えておりました、一方で今回説明させてもらったその赤字、赤色の部分は、そもそも設備自体がなくなっているっていうことをもって担保するということなので、
1:21:46	そのちょっと状態確認の検査の仕方が変わって、
1:21:50	来るんですけども、何かしらそ、その検査の中で、
1:21:54	していくということでパッと取るのかなと考えております。
1:21:59	はい、規制庁だからさ、ちょっと気になったところはその検査との関係で、状態確認という話がありましたけど、
1:22:08	そうした場合に今ですと、申請書類上は、4表がその機能廃止ですというところで、
1:22:16	結局それがどういう状態なのかっていうところがですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:20	それはまだ添付か何かで説明をされてるっていうことが、
1:22:25	もうそこでよくご説明されて、
1:22:28	何かそういうところがですね最終的に検査の時に、
1:22:31	何かその工事計画通りであるかどうか、状態確認含めて行った場合、
1:22:37	ここに申請書上、どこでどういうようなですね、
1:22:42	サンポを打って、それは、その廃止、はい。
1:22:46	いうふうに、
1:22:47	オーソライズされてる。だからそれがすでにそういうこと実績あるんであればしセキ受、依然としてですね、マツオそういうその検査まで運用含めて、
1:22:57	それ以上どこまで担保してるかという何かそういう実績なり整理の考えがあればですね、ちょっと
1:23:05	説明いただきたいということ。
1:23:14	チューブでちょっと実績等は調べますけど、私の知るタケヤのあんまり明文化されたものではないと。
1:23:24	ということだと思いますんで、ちょっといただいたコメントを踏まえて、
1:23:28	ちょっと整理を合わせていただきます添付書類をつくれればいいのかどうかもちょっと含めて、
1:23:36	はい。
1:23:37	はい、わかりました。
1:23:39	すでにそういう考えがあるかどうかっていうのはまず確認をさせていただければと。
1:23:46	で、それから後、
1:23:49	ここの先ほど運用停止とか、
1:23:52	もう廃止とかありましたけど、
1:23:55	こころ辺は前回のヒアリング時が、あんまりちょっと明確にその範囲とかそういうところがなくて今回こういう実はその許可との関係で言えば、
1:24:08	こういう
1:24:10	処理の変更の部分があるので、そこについて工認上措置をとるという話ではあるんですけど、
1:24:18	そもそもの許可人ですね、どこまでのその変更としてですねこれが申請されたのか。
1:24:27	多分今、許可整合説明書というところで、今回説明申請書類としてつけていただいていますけど、
1:24:36	多分その他、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:38	他のその処理というところだけで、
1:24:42	多分保護だけをこう抽出してるんですけど、
1:24:46	多分、実際そのどういうものをどう処理するかというところは本文で言えばほぼ 9 号とかそこら辺を関係してくるっていう理解。
1:25:08	っていうこと。
1:25:33	あ、
1:25:57	中国電力の仲野ですけど、ちょっと確認になるんですけども、9 号の設置許可んっていう本 9 号の、当社製品の管理に関する事項。
1:26:09	そうですね。その中に廃棄物の処理みたいな話って書いてますでしょ。
1:26:51	診療科の中ですけど、もし時間かかるのであればですねちょっと事実関係確認していただいて、
1:27:00	今回その処理方法の変更というところがですね、本人だけではなくて拳オカんし、
1:27:08	もうちょっと申請との関係ですね。
1:27:11	何か
1:27:13	整合として、
1:27:15	どこがどう関係していて、整合してるのかどうか、そこら辺が、
1:27:20	今の許可設定の説明書だけですと、単にそのセメント固化にしますというところをミヨシなくて、
1:27:29	とにかく数、今回のその処理方法の変更を関係するところがあればですねその関係について、
1:27:34	ご説明いただきたいと思います。いかがでしょうか。
1:27:49	QOLのミヤマでございます。基本、多分、
1:27:52	確認は傍聴させていただきたいと思います。
1:27:56	水間他のオープン旧の方は、そのあたりの、
1:28:00	伝えはなかったかっていうふうになっちゃう感じをして、
1:28:05	いう所でございます。はい。本文 5D、先ほどご説明いただきますので、
1:28:10	らしい固化式からその場所を変えるという話なんですけども、それは、
1:28:15	あとは
1:28:18	クラブ装置でコーパスっていったものがもともと濃縮廃等、
1:28:23	次。
1:28:24	オオオカするって言ったのが、濃縮廃棄をオカするっていうような記載をしてたかというふうに記憶してございます。ちょっとその辺りも含めて整理をさせていただこうと思います。
1:28:36	はい。市長だから、ちょっと事実関係確認はしていただくとして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:42	本区 8 とかそこら辺で少し、
1:28:45	ここら辺のその処理の変更とかそういったところは、向こうはあるっていうそれ以外のレベルアップ、はあ。
1:28:56	中国でのミヤマの基本的な変更は先ほど述べた何をタカスカでとか、地球がどれなのかっていうその記載なんですけども、添付 8 も基本は同じような、
1:29:09	先行型と同じような内容と記憶してございます。スマートイメージに合わせていただきます。
1:29:15	多分先走ってるけどそういう仮に今その運用しないとか
1:29:25	とりあえず機能廃止だけしておくといった場合、それをまた採用運用するとか、
1:29:32	また元に戻すとかいった場合には、
1:29:35	許可上はそこは、
1:29:37	変更許可には当たらないような、そういう理解でよろしいか。
1:29:43	15 年コミヤアノ実施オオオカをするという話になりますと、これは設置許可の変更。
1:29:51	うん。理解しておりますが、本学機能を廃止しております粉体株については、個別具体的な記載を設置許可にはなかったというふうに理解してございます。ですので、そちらについては、
1:30:03	設置許可の変更は思わないんですけども、こういう横書きの発信、
1:30:09	これに関しては、今後もし使うとなれたらその変更が必要だというふうに理解してございます。以上です。
1:30:16	はい。
1:30:17	わかりました。
1:30:18	中国電力の中身でそのような、ちょっと補足させていただきますが、今回示している補足説明資料の 5-1 の 11 ページですね。
1:30:29	設置評価の際に申請許可の際に変更したの系統概要っていうのがありまして、こちらに変更前と後っていうのをちょっと書いてるんですが、
1:30:42	変更分っていうと今回ずー値の中で示していた楠井ですとか、クリーンナップの樹脂スラッチの処理経路っていうのが残っていたんですけども、これを、
1:30:54	変更ほど処理経路としては削除しているということになりますので、例えばこれをまた、このプールを使うということになると、内川と鎌田取り直すと、
1:31:04	というようなことはあります、思います。はい。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:08	はい。
1:31:11	うん。
1:31:12	はい。
1:31:13	規制庁ニシウチですけど、あれですよその機能提示とカーは、
1:31:18	多分概念的には許可の段階から機能停止機能ハヤシかなっていうアノは多分あるのかもしれないですけど、多分許可レベルでの機能廃止等工認レベルでの機能話多分また粒度が違ってくる、要は、
1:31:29	ここになると配管ごとに機能配置とか要目でスルーしてらっしゃると思うので、っていう理解でよかったですよね。
1:31:36	要は
1:31:37	同じようなことをやってるんだけど、必ずしも絶対許可が必要かっていうと一部の要目レベルの話であれば、方針レベルの機能の廃止と、あとは個別設備の範囲単位での多分機能配送で多分また流動が違ってくるっていうそういう理解をしますけど、何か認識そうありそうですかね。
1:31:57	はい。
1:31:59	中国電力の
1:32:01	ハマダの設置許可において、述べていることをやめることの機能はもちろんありますし、設置許可で述べていることの、
1:32:12	をやるのは変わらないんだけどその中で、あることをするかしないのか、結果的に許可で言ってることをやるっていうこと自体には変わりはないけどっていうようなことを、設工認の段階で、帰ったり書いてあってそういうことはございました。以上です。
1:32:29	はい。規制庁西内ですありがとうございます。
1:32:32	伊藤さんの方で続けて、
1:32:37	説明等ですと、そうしましたら、普通はとりあえず、
1:32:43	バナナ関係ですね、これ、もう許可とセキ生ポイント、今回の先生の関係の、
1:32:56	ですけど、
1:33:00	この1-13ページという、
1:33:04	基本設計の変更前の、
1:33:07	表があってます。
1:33:10	で、今回、
1:33:14	なお書きが、
1:33:16	今日バーンポンポン変えて、今回の回答で、
1:33:19	なお書きが加わっているんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:22	ちょっと私ぱっと見、
1:33:26	よくわからなかったところが、このなお書き、
1:33:32	基本の方針の上から 2 行目、低濃縮廃液を固化材と混合してオカする。
1:33:38	クラベ詰め装置っていう記載があって、もうこの時点で、濃縮廃液だけなのかなと思ってたんですね。で、
1:33:48	このアオキっていうのはなくてもいいような気はするんですけど、
1:33:54	なくてもいいけど、メーカー型のため限ってるっていうそういう認識ですか。
1:34:03	中国エンドウのナカノです。はい伊藤さんのご認識の通りで当社の濃縮廃棄がもう、廃棄物の対象としてはそれだけになるので、それだけを書いてたんですが、そのさらになお書きを追加することで
1:34:17	より明確化したということ、使用済み樹脂ですとか、データスラッチを処理しないっていう運用、
1:34:24	固化処理をしないっていうことを明確化したということでございます。
1:34:30	はい、尾藤です。それで、
1:34:33	明確化っていうところの意味合いもちょっと確認したいんですけど、要するに、
1:34:38	使用済み樹脂とフィルタスラッチをドラム剤装置で固化処理しませんよっていうのは、
1:34:45	今回の申請でやることなのかそれとも新規工認の時点でもイセない含まれていたのかっていうと、どっちなんですか。
1:35:02	要するに基本設計方針だけ見てると、
1:35:06	いつの 13 ページの変更前、要するに、適正の設工認の基本設計方針の時点でのしか影響のみですって書いてあるように見える。
1:35:19	僕だけです。
1:35:21	今、
1:35:23	話していただいとるところですね。
1:35:25	先生。
1:35:26	本人の時点で、変更を書いてあると、ほぼ、一応 13 ページの変更前に書いてある通りですね、濃縮廃液、
1:35:35	課題と今後してオカするとですね装置と、その他のシニアキュレータースラッチ記載というのは、こうした状態で、すでに基本の方針としているよ。
1:35:47	して、申請時点でもしておりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:51	ですので、今回の
1:35:54	アベ、
1:35:55	図面とか、設備の申請時点、申請時点ではこの行政経営方針、
1:36:00	ていうのはもう、
1:36:03	民間前のところで反映済みなので、記載しないアマノアオキのところは、 書かなくてもいいというふうに、そういう整理をしていたんですけども、
1:36:13	一方で、新規制、
1:36:15	金側ではですねこの部分を設置許可で、
1:36:22	移送しないというものを受けて整理する確認、
1:36:27	いわゆる市ショウガン事業者検査として設定する項目というものが、ここの、
1:36:33	変更前に記載してあるものに対しては設定されていない状態。
1:36:39	ですので、それについて、衛藤、確認する方法を設定する必要があるというふうに考えてました。ただ、その記載としてですね変更前後で、ちょっとそれがわかるような形になっていないので、そ、
1:36:54	投資、検査が、ませて変化の設定をするような形になって、
1:37:01	おりませんでしたので今回の変更後としてですね、このなお書きの部分を、明確化、明確に記載することで、こちらの方で、
1:37:10	いうことをしたいと考えているところです。
1:37:13	運用の
1:37:16	停止という部分は、ノモトの
1:37:18	本人の部分では含めて整理が、まずその再稼働に必須の条件としては含まれてはいなかったため、その検査としては含んでないんですけども、
1:37:30	そこの部分は、もうすでに反映されたような基本設計方針の記載になっていたため、その変更を全部として表す上ではちょっとこのまま書きを追記。
1:37:39	する必要があるかなというふうに考えて、今後追記しようと考えて、
1:37:44	以上です。
1:37:49	ちょっと補足させていただきますと、
1:37:51	1-12 ページ目に、の図に書いてある、
1:37:56	説明のイメージになってまして、設置許可のところでは、当然最下部にひさし申請中の内容を盛り込んでますし、プラスチックコウ%コウアノ変更すると最下限必要なくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:09	購入すると別冊にする案件も出ていたと、ということです。今回の樹脂と言ったスラッジの処理、これヤマモトというのは、このプラスチックからセメント固化に変更に伴ってやめると。
1:38:22	いうことを設置許可のほうで記載しておりますので、その内容については設工認、こちら側の方にまぜるべきだろうと。
1:38:29	ただ、先ほど三木からご説明した通り、基本設計方針、
1:38:34	では、変更するところはない。
1:38:37	なおかつ、ちょっとここ、工事も実施しないということから、ちょっと要目表の変更もしないのかなというところの今ところ整理をされていて、ただそうは言っても、設置許可との整合性がとれなくなるんで、
1:38:50	業績法人の方でなおかつ用地を追記させていただこうかということでございます。以上です。
1:39:11	規制庁西内ですけど、ちょっとだけお待ちいただいてもいいですか。
1:39:23	東北セイトウです。
1:39:26	何となくはわかったような気もするんですけどちょっと口頭だけ聞いてると、わかりづらいところもあったんで、事実関係を整理して資料を果たしてもらえればと思います。よろしく願います。
1:39:45	16 ページですね。承知いたしました。
1:39:49	遠くセイトウです。すいません。ちょっと今の今野菅。
1:39:53	桂。
1:39:55	ていうか、他との関係とかねLANCRの 1-12 のページで、設置許可のところ、
1:40:06	再稼働時の必須条件で、プラスチック固化剤の使用を中止するという例があるんですけど、その使用中止っていう中に固化材の丹。
1:40:19	あっても、鉄橋とかも入っているっていうそういう、
1:40:24	そういう読み方でいいですか。違う違ったかもしれない。
1:40:35	10 億円ぐらいですか。はい設置許可の再稼働状況で行ってるところのプラスチック固化剤の使用を中止するというのはまさに撤去するという意味合い。
1:40:48	ドイです。はい。以上です。
1:40:51	はい、社長井藤です。わかりました。
1:40:56	難波奈良関係は、皆さん、よろしいですか。1 個だけ。はい。
1:41:01	規制庁の手術ですけど。うん。
1:41:05	うん。ちなみにちょっと確認したいんですけど、ラッチ部、
1:41:13	系統図のところで確認をしたいんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:16	いつも見てほぼここ1-2ページですかね。
1:41:22	うん。
1:41:25	変更後のこの青い機能排水のラインは、これもう切り離して、閉止フランジとかもして、要は系統として切り離すわけですよ。こっこの樹脂とかスラッチとかのラインはこれは系統としては切り離されない。
1:41:41	理解でいいんですかね一番明確になる、明確に復水スラッチ分離タンクとか、使用済み樹脂タンクとかは何かこれ多分、都度、
1:41:51	多分通常時は閉止フランジされていて都度接続って感じで書いてあると思うので一番右側のこの分離タンクとか、
1:41:57	こちら辺は特にそういった閉止フランジとか置かないって、系統としては繋がったまま、
1:42:03	やろうとしてらっしゃるってということではでしたっけ。
1:42:07	クロズミファイオーとニシノ通りの方は運用停止というふうに、ちょっと整理をしている関係上設備の方はいじらないということで、使わないような社長をすることを考えておりました。
1:42:21	規制庁西内です。ちょっと一番よくわかってないのがですねこれ系統図上で見るとちょっとよくわかんないんですけど、この乾燥機供給タンクから分離タンクまでの間って実際にはタレントが多分たくさんありますよね。別に
1:42:35	1本の配管ってわけじゃないとないのかなと思うんですけど。
1:42:39	これその他の偏心フナツとかと同じで、
1:42:42	供給タンク間の配管撤去しないのであれば供給タイプの一番元弁のところとかで止めておくとかそういうことにはならないんですかね。
1:42:57	この15ページです。今おっしゃられたのは、例えば、スイスが自分にタンクであれば、これの一番、
1:43:05	佐治文汰君近いところの弁。
1:43:07	で、
1:43:08	の配管を
1:43:11	いろいろフランジをずっとごめんなさい先にちょっとこっちは聞いといた方が、すみません規制庁西内ですけど、この乾燥機供給タンクから、はい。
1:43:21	例えばですけどこの復水スラジ分離タウンワークとかのラインで、要は一番わかりやすいワードでいうとその逆流とかをし得るようなものなんですかね。
1:43:32	要は廃液が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:34	この濃縮廃液ポンプで送られますよね、この供給タンクに。
1:43:38	配管の多分位置とか、あとはその高低差とかも多分あると思うんですけど、要はこの
1:43:43	この使わないよって言っているこのラインに濃縮廃棄が流れ込むようなそういうような、そういうような設備系統になるんですかねっていうのをまず一番最初に聞いたかったんですけど。
1:43:54	情報誰も言って、
1:43:56	お渡しにし、
1:43:58	今からまたタンクでその満杯になったり、
1:44:02	すると、その背景の翻訳するのかなっていうふうな、
1:44:07	ちょっと思ったんですけど、発電所を、その辺の構造を説明できますか。
1:44:20	シラガアラシバですけど、通常の患者さんで天板に供給配管だったりはずべてさせる形なので、レベル計で
1:44:31	ウダでポンプの停止はしますので逆に言うと発生しないということになるということです。なので先ほど言われたようなドレーンスラッジ文理学部だったりの方に確認するかというのをすることはこういうふうな、
1:44:44	いう会社になります以上です。
1:44:46	規制庁西内です。これあれですかね、この図の通りやるって天板に接続されてるんですか、配管か。
1:44:56	吉山社長、中島野木の通りですちょっと今回、
1:45:02	楽しいやるらしいよ、多分、構図とされてないんですけど、創通を見ていただければ、
1:45:08	今回も出していると思うので、すべて、
1:45:11	配管、配管は現場の方に入って、以上です。
1:45:18	Cセットニシウチですけどあれ構造っておっしゃってるのは、今回の申請図面とかにはないけど機構に乗っておっしゃってるっていうとそういう話ですか。
1:45:32	はい。失礼いたしました。ポイント。
1:45:36	うん。はい。規制庁西内です。わかりました。
1:45:40	わかりましたと
1:45:43	うん。
1:45:43	昨日は石山運用停止。
1:45:47	うん。いや

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:51	一番よくわかんなかったのはですね、この青いラインは、設備改造をして機能を廃止すると、じゃ何の機能を廃止するんだっていうと廃棄物処理系としての機能を廃止するわけですよ。
1:46:02	じゃあ、こっちの運用停止のラインは廃棄物処理系としての機能はどんなのかと、というのが一番私がよくわからなかったところで、さっきあの40条の中で、40条の条文の確認とかをちょっとしましたけど、
1:46:16	39条の再廃棄物処理設備の方にも当然認識ですけど漏えいしがたいこととか、散逸しないようにっていう要求はかかっているはずで、
1:46:24	てことは、黒いラインとかさっきの天板には繋がってるラインも、
1:46:29	系統としては繋がってるわけですよ。
1:46:31	てことは系統としての機能は残っているのか、っていうのが一番よくわからなかったんで、そういう点も含めてちょっと機能廃止とか運用停止っていうところをちょっと明確にしておいて欲しい。
1:46:40	逆に言うと運用停止っていうことは機能は残ってるっていうことなんですかというのがよくわからない。
1:46:47	中国電力タカハシアノ。
1:46:50	ご認識の通り、イセになろうかと思います。我々が考えたのはこの青、昨日阪神とかちょっと切り離して、工事があると、一方で、
1:47:00	運用手順とか工事が無いので、こういう切り分けをしたんですけども、ご指摘の通りこの黒いライン※※3※ようなところも、機能という意味ではなくなってしまうラインになる。
1:47:11	と思いますんで、※2に大体趣旨配管っていう書いてございますけど系統の止めるフジサキを果たすために法令の流れが配管でないという整理もなろうかと思いますんで、
1:47:22	そのあたりちょっと整理して、ご説明させていただきます。
1:47:27	はい。規制庁の石津です。そうですねで、そうしたときに、じゃあ機能は本当にはないんですか。要は
1:47:35	バウンダリー的な意味合いですよ。系統として、
1:47:38	っていう意味合いで機能は本当にはないのかどうかっていうのがさっきちょっと逆流的なのはワードで言いましたけどそこら辺のイメージがちょっと系統通常だとなかなかつかないだったので、
1:47:48	そういった点も含めてちょっとわかるように資料充実いただければと思っていますよろしくお願いします。
1:47:55	それはあれですねこっち側の濃縮廃液の送液廃のライン、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:01	液体処理の方のラインと、あとは逆もしかりですよねスラッチとか樹脂の方のラインとしても同じことが多分いえると思っていて、
1:48:09	地主と下の方はもともと分離されていて、これが必要なときだけ接続するって話が何かコメントで書いてあるのでもいいんですけど、こっちの分離タンクの方とカワモトから
1:48:19	多分系統として繋がっているんで、
1:48:22	また、常に多分どっかしらの弁が何かバウンダリ的な意味合い系統のバウンダリ的な意味合いになるのかなと思うと、
1:48:29	やっぱりさっき確認をしましたけど機能停止と、機能廃止と運用停止の違いがよくわからないなどやはり、
1:48:35	単純に運用停止と一言で言われるとちょっといろいろな疑問点がある状況というのが現状なのでこの点も含めてちょっと説明をいただければ幸いです。よろしいでしょうか。
1:48:45	重要でです。承知いたしました。
1:48:51	ナンバー関係よろしいですか。はい。
1:48:56	では
1:48:58	ナンバー8の方は
1:49:01	個別に確認をしてっていう、これは8としてますのではない。
1:49:09	ナンバー9の方に受けます。漏えい検知の方ですね。
1:49:15	今日、資料をつけてもらっている。
1:49:25	ベップさんです。
1:49:29	資料 2.3。
1:49:33	糖液たりと、防衛及び契約については、機構変更後は、
1:49:41	そもそもなんですけれど、この漏えい検出通だとか警報だと。
1:49:53	できるのは、もう
1:49:57	何ていうんすか
1:49:59	廃棄物処理建屋に、
1:50:01	あるわけですけども、
1:50:03	何もいじらないっていうそういう、
1:50:06	整理になってるんですけど。
1:50:10	以上です。資料の通り、この品質警報に係るプラントタンク等については今回の改造等はないということで、
1:50:23	以上です。
1:50:24	ステップ 1 です。
1:50:27	関連して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:31	今回の申請で、濃縮廃液軽量TAX II。
1:50:37	新しく、
1:50:41	新しくできてその他の設備で変わってますね。
1:50:47	これって、
1:50:49	何ていうか、もともと部屋としてはあったけれども、
1:50:55	今回、経路パンクしつつあったことになる。
1:50:59	田野Dセキ様の設備として、荒谷雪子対象として、
1:51:05	いると。
1:51:06	漏えい検知だとか、ミツイでは、
1:51:11	元からあるものを利用する。
1:51:15	そういう、そういう認識でいいでしょう。
1:51:21	はい。中部電力です。意識の通りでして、江藤、今回、
1:51:27	設置する。なおしかない形状タンク設置する部屋というのはもともと分間処理を行って、粉体処理装置が設置されている部屋でしたので、その部屋としては、他の
1:51:40	紹介率の負担や入った以上、廃棄物の笠野手当の同様ですね、サンプタンクに導くような形の自体は、設置された部屋だったんですけども、その機能が使ってなかったため、これまでの
1:51:55	工認では、説明をしていませんでした。一方で今回軽量、濃縮廃液ということで、実際上の廃棄物を扱う部屋になりますので、
1:52:07	そのセキのある部屋として、その機能として生かすということで申請をして、同じもともとあった3住宅グループを使うという、大体、
1:52:21	言う添付をしております。以上です。
1:52:26	島セイトウです。全くイメージはないですが、江藤。
1:52:34	今回セキその他の設備で、タンク資産追加になっていて、衛藤。
1:52:41	漏えい検知装置っていうのは何か新しく追加するようなものではないとかっていう、そもそもよう今日対象じゃないとかでしたっけ、ちょっとそこを考えさせます。
1:52:55	まず漏えい検知、
1:52:58	15名分ですね、漏えい検知器としての追加はちょっとありません。
1:53:02	漏えい検知の方法としては、この後の1-18。
1:53:08	19、示させていただいている通り、漏えいする箇所の部屋から、
1:53:16	部屋に対して、接着されている機能、
1:53:20	通じてすべての全量の廃液がこのサンプタンクの方に導かれてそのサンプタンクの水位が上がったことによって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:30	どっか、
1:53:33	漏えいがあったということを展示するような整備。
1:53:37	なっておりますので、
1:53:39	その検知装置自体は共通のものとして、市、設置されておりますので、設置はないというふうに思います。
1:53:48	以上です。
1:53:59	すいません。
1:54:11	ちょっと、新たな設置はないということなんですけど、4表では、漏えい検出装置っていうのは、
1:54:19	一応アベに終わるんですか。
1:54:23	14号目標、対象設備、
1:54:31	色紙。
1:54:33	セキホウジョウ。
1:54:35	この中で説明を持っていて、
1:54:39	変更がないということ。
1:54:42	整理していると思います。
1:54:44	以上です。
1:54:47	はい、ハツリます。
1:55:04	清掃がおったら他にあります。
1:55:08	絶対そうです。No.9アベとババ9関係あります。
1:55:17	じゃあ、例えばナンバー9関係、こうやってセキごめんなさい、すいません。
1:55:26	規制庁西内です。
1:55:29	ここの話に限らずなんですけど、
1:55:35	結局の話って、まず、今回、野瀬目国家に変えることによって、処理系統が変わります。処理系統変わっ
1:55:46	て変わった部分に関してもちろん漏えいを感知しなきゃいけないよって話あるわけですよ。要求として、それが今回新しくつけなくても別のものキクカワ既設のもので対応できるよって話ですよ。
1:55:59	だから、今回やろうとしていることは適合性としては、
1:56:03	既設のものに期待するっていう説明になるわけですよ。
1:56:07	という理解でまずいいんですよ。
1:56:11	はい。中国電力です。ご認識の通りです。
1:56:15	規制庁西内です。期待するっていう説明を、まずはしっかり明確にして欲しいっていうことですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:25	ただいまそこら辺が少なくとも多分申請書上とかが明確になってなくて、それは多分本文が変わらないかっていうことだと思うんですけど、添付とかの方はというとそっち側でも出てこないの、少なくともまだ補足状とかの説明書上では少なくとも明確にしておいて欲しいというところがまず一つあるかなとは思いますが。
1:56:43	今回の漏えい検知の話も含め、ノロユキの話はある種明確に、前回確認をして出していたのかと思うんですけども他にも同じような位置付けのものがあるのであれば、ちょっとしっかり説明していただくというところはよろしくお願いします。
1:56:59	中央でですね。はい。承知いたしました。ずいきどの設備に対して、
1:57:08	まずそれを活用しているので今回変更がないというようなところについては、補足説明資料で説明するようにしたいと思います。以上です。
1:57:18	中尾さん、すいません。よければ、
1:57:23	規制庁中です。ちょっと今、兵頭脇はちょっと私の方もちょっと退席する。その気づきを点を里。
1:57:34	江藤をコメントさせていただこうと思ってます。
1:57:38	よろしいでしょうか。
1:57:40	それで、今までの話で、
1:57:44	ちょっと項目ごとにですねな何番についてって、入れないのでちょっと資料で言いますと、
1:57:50	資料2のですね、
1:57:53	ちょっと細かいところなんですけれど、
1:57:56	補足1-2、
1:58:00	注意書きの2でですね当該配管については下請けの形で日々果たすものではないんだねというような説明があると思うんですけど。
1:58:13	これは何でその主たる機能を果たすためではないかっていうことを補足して説明しておいていただきます。
1:58:27	一部、今、この部分に補足を通知するそうですね。
1:58:36	このライン自体がそもそもこういう機能であって主たるもの、機能ではないので、はい。というところがちょっとわからないんですねそこをちょっと明確にしていきたい。
1:58:46	推進上で、承知いたしました。この投資顧問主たる機能というのは、放射性技術の議論はないという、
1:58:57	その旨を資料は、はい。
1:59:01	それから、あとですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:05	補足の1-3からさっき、
1:59:09	前回のヒアリングで少しコメントをさせていただいた
1:59:13	このドラム。
1:59:15	ナツメの運用ですね、こちら辺について少し補足をいただきたいというところで、今回資料提示していただいたところなんですけれど。
1:59:25	ちょっとですね、やはりよくわからないところがあって、
1:59:31	結局、これ
1:59:33	概要ではあるんですけど、やはりこちら辺のその処理の過程なりですね、あとはこれをなぜ聞くかっていうと一つは
1:59:43	運用自体どうするかというところと最終的にこの運用でもって
1:59:49	再発防止を図られてるかどうかというところの、ある意味ですねその前提としてどのようなものをするかと。
1:59:56	いう確認かと考えてます。
1:59:59	そういった
2:00:01	先ほど少しお話ありました申請書でいう、サイズ防止に関する説明書ですと、
2:00:12	イメージ図というのが一応載っていて、多分ドラム缶をセットして、それで別にこうなんか持ち上げるときノワードみたいなものにするっていうところなんですけど、そこがですね。
2:00:25	そもそもこれ、最終的には絵姿がこう出てるんですけど、そのセットするまでのところというのはですね、ちょっとよくわからなくて。だからカセとして多分こう、
2:00:35	持ち上げるんですかね。そう。それで、
2:00:41	多分外部に接触すればっていうことなんですけど接触する場合、いいかっていうと接触で見てた目的、どういうふうにか
2:00:52	日程をカノウですか。またそういうちょっと具体性が少しわからなくてですね、そういうところも含めて説明していただきたいと思うんですけど、何でしょう。
2:01:03	はい、中国電力の仲間です。はいどうぞその点は説明資料としては不足してる部分もあろうかと思しますので、はい反映するようにしたいと思います。はい。一応
2:01:14	添付書類の補足という形ではあるんですけど、ある程度、添付書類で使われてるノガードがそういう要望が出てこないというところ、それは先ほど少しコメントしたところであるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:28	少しドラムセットしてから最終的にそのペースを保つまでの、そういうところの運用というところで少しわかるように、
2:01:37	補足していただければと。
2:01:41	中国電力の中尾です。承知いたしました。はい。
2:01:45	それで、あとは、補足の1-8なんですけれど、
2:01:53	今回の申請内容よ。
2:01:58	ヒトミカトウの関係についてというところで、概要は、前回のヒアリングで少し話をお聞きして、そもそもの
2:02:12	本郷別紙、別添1のこのまとめ方としては、許可上で火災防護の観点からドア詰め装置の固化材を、
2:02:20	変更することとして、これは結局その火災防護の観点からこういう必要性が生じ、
2:02:26	これを受けて新規基準ではってところが年下の方に、一応これを受けというところ。
2:02:34	が書いてあるかと。
2:02:36	で、
2:02:36	今回の申請では、ということで2段落目に書いてある。
2:02:41	イクノー番上で行ってですね火災防護上、アクセスルート上の問題となる
2:02:50	SA設備の現場作業場所、これの撤去自体は、
2:02:56	一応新規性基準。
2:02:58	で、もう終了はしていて、今回はそこまで見る必要はないっていうそういう理解でしたよね。
2:03:05	はい。中国電力の仲野です。はいご認識の通りで佐伯セガワの仮設工事の中でもですね、対応するということは、実際の現場もすでに、
2:03:15	この固化材のタンクプラスチック類はもうすでに撤去しております。はい。図を見るとですね撤去って書いてあるのでわかるんですけど、この文章だけ見ると何かその地域正式には撤去することとしてるって結局何かそのまま
2:03:30	結局、この話ってどこで解決されたのかというところとちょっとよくわからないところがあって、すでにせ撤去されている。
2:03:37	から、
2:03:38	今回の申請はそこは範囲外であってそれ以外の、エココガコガ設備の変更、ここについて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:48	し、申請対象として申請するものであるということがちょっとわかるようにですね。
2:03:53	書き分けをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
2:03:57	はい。中国電力の仲野です。承知いたしました。それをわかるように修正していきたいと思います。はい。
2:04:04	とりあえずは、
2:04:07	はい。
2:04:08	以上です。
2:04:17	統計処理等です。ちょっと時間が過ぎちゃっているんですけども、
2:04:24	は、
2:04:25	ちょっとまだお聞きしたいところがいい。
2:04:28	幾つかありますですね、このまま続けてしまっても大丈夫でしょうか。
2:04:33	そうそう。
2:04:38	と、
2:04:40	回答製氷は一通り終わったんです形態、あと条文整理の関係ですね、
2:04:55	これまで途中でも聞いたところがあるんですけど、ゴトウFAXⅡは、
2:05:09	今日の資料っていう、
2:05:17	補足に、
2:05:19	あと、
2:05:21	3 ページ。
2:05:25	藤。
2:05:26	21 条の耐圧事件等が、今適用等申請両方マルになっております。ちょっと考え方をしたいんですけど、
2:05:42	21 条で、
2:05:45	先生が 0 になってるっていうことは、今回の申請できます確認する必要がある分であると、エコスから申請確認する必要があるっていうのは、審査の
2:05:57	段階での話それとも使用前事業者検査でね、これこれをしますよっていう意味での話なのか、粗度の段階のことを言っているのかっていうのを教えてます。
2:06:11	はい。中部電力三木です。
2:06:13	こちらの第 21 条については申請地の確認というのは、使用前事業者検査、耐圧漏えい検査を実施して、
2:06:24	必要なやつがあることを確認する必要があるということで申請時もある。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:29	しております。以上です。わかりました。
2:06:36	ちなみに、21 条の 0 になっているのは、
2:06:41	お答え入ってる処理で限らずですね、地域されるExcessコウノ時から、 そういう意味合いで、申請をファールしていたんでしょうか。
2:06:57	15 年。
2:06:59	こちらの衛藤新世としての 0 というものは、塩見事業者検査として、検査 が必要な範囲というのを、様式、
2:07:11	っていう、その際に、必要な条文というものが、申請として落としていた だきまして、
2:07:19	でも、同様に、開発確認の必要なものについては 21 条、
2:07:25	基づいて整理をして、
2:07:28	はい、わかりました。江藤 21 条、ショウガンヒガシタテ浅田データの
2:07:35	坂根常務。
2:07:40	あそこは承知しました。
2:07:43	次に、29 条、
2:07:48	一次冷却材処理装置の方なんですけど、ちょっと今、適用が 0 になって いて、
2:07:55	理由欄で放射性物質を含む知恵を表彰する装置があるとあるんですけ ど、これ、具体的にどうソウノことを指していますか。一次冷却材処理す る装置というのを、
2:08:21	情報、
2:08:23	すいません。
2:08:23	本社わかりますか。
2:08:32	兵庫県の広告ですいません。ちょっとご確認いただいた部分、もう一度 言いますと、
2:08:39	でしょうか。
2:08:41	質問、もう一度、
2:08:44	29 条で、適用が 0 になっていて、理由欄で、放射性物質を含む一次 冷却材を処理する装置がある。
2:08:55	書いてあるんですけれども、この一次冷却を処理する装置っていうの は、どれのことを言っているのかなという。
2:09:10	1 億連絡を配って、失礼いたしました。今回のですね江藤国対廃棄物処 理推進として、一次冷却材
2:09:21	からの放射性物質というところを処理するという、
2:09:26	安全で江藤丸ということで、記載しております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:33	0ゴトウってことですか。ちょっとください。
2:09:38	濃縮廃液って1冷却材の方から切っているものなんでしょう。
2:09:54	中国電力、この人廃液はですね
2:09:58	最終的には液体廃棄物として床ドレン、
2:10:01	会議とか、化学はいミキとかを、濃縮処理をした後に、ホット残渣側が地下配備となります。
2:10:11	その期限はですね、もちろんその最終的な期限をタゾエば、一次冷却系、水道で発生する、
2:10:23	放射化生成物がまじりによって、
2:10:27	ということで、ハウロセツとなります。後、放射性廃棄物の原因となりますので、そういう意味では、冷却、
2:10:37	ラインが出勤減というところになります。以上です。
2:10:48	藤布施尾藤です。
2:10:51	今日、
2:10:53	一次冷却材を処理する装置っていうのは、今回の申請は以前全体だというふうに理解したんですけど、そうすると、
2:11:04	そうすると、先生、
2:11:07	申請の欄が二つになっているのは、なんじゃないでしょう。
2:11:20	江藤一条。
2:11:24	処理装置として、
2:11:28	最終的な廃液の処理をする設備として、今回申請しているので直接その一次冷却材を処理する。
2:11:36	装置ではなくてですね、そこに、
2:11:40	係る固体廃棄物処理設備、
2:11:43	直接使用という、いただいていますけどもその経路の部分については変更がなく、最終段のグラフで結びとか、若干ふやしていくという部分があるということ、適用範囲では、
2:11:58	この情報の適用範囲を、今回の変更、申請範囲の中には変更がないということ、申請範囲としてはマツノふうにしております。
2:12:09	以上です。
2:12:13	大北サイトウです。
2:12:15	最初の質問に戻るんですけど、処理する装置っていうのはどこまでの範囲を指してるんですね。それが絶対って話なんであれば、全体として申請が出されている以上、
2:12:28	先生、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:30	先生が、
2:12:31	0になってもおかしくないと思っているんですけど、何か今と途中で分かれるわけですか。
2:12:38	直接間接っていうワードが先ほどありました。
2:12:52	情報電力です。
2:12:54	はい。承知しました。少しですね、この辺りの経緯が、
2:13:04	明確に社内でも、
2:13:06	ちょっと確認をさして回答させてください。
2:13:12	どうしてですか。終わります。
2:13:18	それから私は、
2:13:26	数ページめくったところですね、億劫への9ページから、
2:13:34	メーターについてなんですけれども、
2:13:38	できれば、ムラタなんていう中で、
2:13:42	新設はどれぐらい。
2:13:45	撤去がされて、
2:13:46	火災、
2:13:48	ハザーカセ機能機能配置は取れている。
2:13:52	運用停止はかからない。
2:13:55	ていうのを、何かわかるような体制もらうと。安井。
2:14:01	思ったんですけど、ちょっと、ちょっと熱を加えてもらう方として書いてあったんです。
2:14:09	上部ですね。
2:14:11	しました。
2:14:14	それで、
2:14:15	委員とか、
2:14:17	あとでちょっと追加するとしております。
2:14:22	はい、江藤長です。よろしく。
2:14:26	あとは、私からください。
2:14:31	ですが、こそ、
2:14:34	これは補足説明書3の、
2:14:38	1ページ、
2:14:42	源氏法に基づく届け出があるような、記者になってるんですけど今までのヒアリングです。その話だけって何か、
2:14:54	ないような気がして、どうぞ確認なんですけど、これは、衛藤郊二CAPEローケーションを出す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:01	予定であるということによろしいですか。
2:15:05	小関です。はい。認識の通り、こちらの方の参考 1 のところで記載させていただいてる通り、
2:15:13	設備の改造等をするための第 4 事業という認識です。ちょっとそちらの方の経験になりますので、
2:15:26	大体ですね、
2:15:28	今回の
2:15:31	いただいた内容を踏まえた補正を出したところにも、同意のタイミング、全事項も届け出をし、
2:15:38	全然、
2:15:43	OSは達しないと。
2:15:46	これは範囲っていうのは、どっからどこまで、
2:15:49	見えますか、コミット。
2:15:52	アダチタゾエ。
2:15:55	ナカノ自分。
2:15:59	15 年です。はい。整理した資料があります。ちょっとまた説明、説明するような資料をつけさせております。
2:16:11	補足説明資料の方で変化があって、
2:16:15	整理、説明して、
2:16:17	するようにしたいと。
2:16:21	規制庁西内ですけど、
2:16:24	何ていうんですかね事前確認にならないようにしたいので、
2:16:30	単純にどっちを今回の話と同じ話なのか違う話なのかだけ書いといていただければそれで結構です。要は今回の独法で今、申請申請もらって確認させていただいてると思うんですけど、
2:16:41	その範囲内で、No. 情報も必要な部分があるので電事法の届け出の手続きが必要な部分があるそれもやりますっていうことを書いていただいているだけですよね。
2:16:51	そう。現状それだけ明確にしておいていただければそれで結構です。失礼しました。
2:17:02	イトウセイトウです。私からは以上ですけど、規制庁があります。
2:17:09	パートの話は、
2:17:19	アパートの記載の話が流れては、
2:17:23	規制庁ニシウチですけど、
2:17:27	等、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:33	等は、ちょっとだけお待ちください。すいません。
2:17:53	もう。
2:17:54	既設のニシウチですけど、衛藤。
2:17:59	ちょっと今回の補足に乗って、申請書の添付図面の方の流れなんですけど、今回主II
2:18:08	廃液計量タンクを新しく建てるタンク室あるじゃないですか。ここで一応部屋としてはそもそもともとあって、
2:18:17	特段何かしらいわゆる
2:18:21	これ廃棄物処理建屋、
2:18:24	廃棄物、
2:18:26	そういう建物か。
2:18:28	ていうところで平和もともとあったんだけど実際には廃棄物処理の機能は特段何か白木負ってた部屋じゃないっていう理解でいいんですけど。元からもそういったナカジョウの機能あったんですけどこの部屋。
2:18:41	ですね。はい。この辺は、
2:18:46	はですね
2:18:47	もともと撤去する、今回の申請と、一井の方で説明させていただいた粉体計量双球菌が、今後、説明が設置されておりまして、こちらからは、輸送、
2:19:01	送っていただくというような設備がありました。ただ、液体の廃棄物を処理していなかったためセキ機能を出していただきたいと思います。以上です。
2:19:14	はい規制庁西内ですわかりました。だからセキとしての機能は今回初めて出てくる話であってってそういうことですね。
2:19:21	わかりました。で、あと、
2:19:26	ちょっと
2:19:28	うん。ちょっと一番ちょっと状況が理解できてないのがですねこの部屋は、あれ、1回部屋としてその担当クローズになってるんですけどつけずつなってるんですけど。
2:19:38	要は、成績の状態がちょっとよく理解できなくて、
2:19:41	図面だけ見たときに、何か特にドアとか、そういったものがあるような、あるのかないのかってのはよくわからなかったんですけど。
2:19:48	これセキの上セキが、要は部屋があるじゃないですか。
2:19:52	部屋はいいとして、要は開ける部分ですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:56	道内でその他の区画と通じてる部分って、そこはまさに席を設けるような形になるんですかね、粗度どういった状態になるのかっていうその部屋のイメージがちょっとついてなくてですね。
2:20:08	一応、電力です。
2:20:12	私は衛藤木口の都丸飛田のところに、もう少し高くなっているような成績というかですね、
2:20:22	旗揚げされている部分があった認識ですが、発電所回答できますか。
2:20:41	齋藤発電所がわからなかったんですけどちょっとお待ちいただいて、また
2:20:47	そうですね今ちょっとすいません即、
2:20:50	それはそれですけど、基本的に先ほど
2:20:54	説明した通りでございます。基本的ケア自体の効果というところだと
2:21:03	保証ノダタゾエヤマサキを取りつけるというような認識です。以上です。
2:21:11	はい。規制庁西内です。ちょっと確認するところにも繋がるんですけど、ちょっと具体的なセキの行動面、説明のどこにも書いてなくてですね。
2:21:23	要は一つの部屋として何もその外と繋がってなくてっていうところだったら僕明確なんですけど、少なくとも他の区画と繋がっている部分があると思うので、まさにそこをどうするのかっていうところを説明いただかないと何も確認ができないので、ちょっとその具体的なセキの構造、
2:21:36	各セキセキ一応セキとして登録いただいているので、そのセキの構造がわかるものをちょっとしっかり説明をいただきたいと。
2:21:43	よろしいでしょうか。
2:21:48	中国電力の仲田です。はい、承知いたしました。はい、規制庁西内です。場所によって多分傾斜付けてるだけとかそういうところもあるのかなと思っていて、
2:21:58	ここは実際本当に、要はいわゆるセキがあるのかどうかも含めてですよねというところがちょっとよくわからないので、そこをしっかりと説明をいただければと思っています。それはあった上での、
2:22:09	今添付でセキの能力の評価って出してもらってると思うんですけど、それがあった上でのこの評価だと思うので、まずあの構造が我々今把握できてませんっていうところがスタートまでしっかりそこから確認をさせてください。
2:22:21	その上なんですけど、ちょっとパワーポイントに行くんですけどね。
2:22:28	改めて、この資料3でパワーポイント多分これ会合で実際概要説明する時にこのパワーポイントに沿って説明されるのかなと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:36	そのセキの話に関しては何も書かれてなくてですね。
2:22:40	少なくとも今回の申請されてる範囲、
2:22:43	は、一通り概要概略を説明していただきたいと思っています。
2:22:51	その点はよろしいですかね。
2:22:54	中国です。失礼いたしました。江藤木野の報道に関する部分の説明を
2:23:01	4 ページ 5 ページの資料あたり、
2:23:04	こちらの方、
2:23:06	それ、プラスチック組織をまとめて、組織の説明をしたという、セキがどうなるのかっていうようなところの説明を追加したいと思います。
2:23:18	はい。規制庁の石内です。
2:23:23	今ちょっと 40 条のその容量の関係とか、最初の方にも確認させていただきましたが、少なくとも今、中国電力の方が申請 0 だと思っている条文。
2:23:34	に関しての適合性はすべてまず説明をしていただきたいと、しっかり。
2:23:39	で、申請書の本文で実際に変更してる内容ありますよね要目ベースで機能廃止もそうですけど、機能廃止している部分でセキは新規登録ですよ。あとは基本設計方針上変更してないよ。そこら辺はしっかりまず、
2:23:52	概略のパワーポイントでもしっかり網羅をしていただきたいと。
2:23:55	併せて業務部長の変更内容とか基本設計方針の変更内容、実際のところはもう多分ここに書いてもらった方が多分お互いやりとりしやすいと思うので、概略のパワーポイントをちょっと充実いただければと思っています。
2:24:09	本当はよろしいでしょうか。
2:24:14	両方とも、
2:24:17	はい。規制庁西内です。うん。
2:24:21	あとパワーポイントで言うと、4 ページ目 5 ページ目ですけど、改造前が
2:24:27	この説明資料だけ見たときに、多分わからないんですよ。最初のヒアリングでも私確認させていただいたと思うんですけど、この改造前って要は新基準、
2:24:36	後の状態ですよ。
2:24:39	で、要は、新規順応対応の工認が先日認可を、先日はちょっと前ですかね、認可をされていて個別の工認じゃないですか。で、実際にはまだ供用開始してない状態ですよ。だから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:52	本当に現状の解除改造前の話をしているのか、それとも新基準認可後の状態の話をしているのか、の状態がちょっとわかりづらいので、そこら辺を含めてその改造前後っていうのはいつの時点を指すのか。
2:25:03	いつもどういった状態の姿勢を指すのかっていうところを明確に、
2:25:07	して欲しいと、そうやったらもう概要本をあまり意味がなくてですね。
2:25:11	そういう意味でいうと、多分ヒアリングの初回のヒアリングでも確認させていただきましたが、今、補足のほう、資料2の方には充実いただけてますけど、
2:25:21	新規じゃん。
2:25:23	前の形。
2:25:24	新基準号の形で今回工認後の形ですよ。多分その三つがパートとしてあって、
2:25:31	その関係性を含めて経緯として説明をいただいた方がより概略としては理解が入るかなと思うので、
2:25:38	後2の今記載いただいているようなエッセンスも含めて資料3の方に充実をいただければと思います。
2:25:44	許可のときの話からするかどうかはそこはもうカセをしますけど、少なくとも今の改造前が新基準前後のどっちの形なのか。
2:25:51	を示すためにも新基準前後、あとは今回工認後の三つのパ多分段階で説明いただいた方がより明確かなとその関係性ですね。
2:26:02	で、それに関しては
2:26:05	資料2の工事工程あるじゃないですか、この工程の中でもうその新基準概要の工事の関係とっていう意味合いでちょっと明確にしておいてもらえればと思います。
2:26:16	要はここで言ってる撤去工事が新基準構図ですよ、対応してるのか、ていうところもあるので直近で認可をしているその新基準コウん人の工事計画と今回の工事計画、
2:26:27	関係性、
2:26:28	が明確にアノはわかるように、工事工程も含めて記載をいただければと思う。工事内容と工事工程ですかね。
2:26:36	と思いますけども、その点もよろしいでしょうか。
2:26:43	経ヶ岳です。
2:26:45	すいません、すぐに1点だけ。
2:26:47	最後の工事計画の、
2:26:49	資料の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:53	むしろ4の話で、
2:26:56	御説明資料、
2:27:00	なんか、うん。
2:27:02	規制庁西井です。すいません。資料3の2ページ目の話。
2:27:07	学校事故という話。資料3のページねえ。パワーポイントの方ですいません。
2:27:13	はい、そうですね。本当。
2:27:20	規制庁西内ですけど、この撤去工事って書いてるのが要は新基準で対応してる人がここに下に基づく工事ですよ。
2:27:28	だっていうのを説明いただくためにもう新基準で、
2:27:32	このほか一系に関する、
2:27:35	ゴカダイ固化系に関するオカ木野設備に関して、新基準の購入の時にはこういう変更をしていって、いついつ認可をもらっています。
2:27:43	今回、その状態を、さらにこういうふうにするような申請なんです。これはもう許可で説明済みの、フルパッケージですってというのが多分今回の全体像ですよ。
2:27:52	という全体像が、この工事工程もそうだし、4ページ目5ページ目。
2:27:57	パワーポイントの4ページ目5ページ目に⑤の内容も含めて理解できるように概要資料を充実いただければと思っている。
2:28:05	というところですよ。
2:28:07	今日午前部分です。承知としましては、リンカーンの部分と、今回の申請の部分が、どのような関係で繋がっているっていうのがわかるような、
2:28:18	工事計画のないものであったり、ずっとあるように修正をしたいと思います。
2:28:24	はい規制庁西内です。そうですね少なくとも審査会合でこの概要パワーポイントベースでしゃべられられようとしているのであればそういった点も含めてちょっと明確にしておいてもらえればと思います。
2:28:34	先ほど言ったサノセキとか、そういった申請内容少なくとも本文ベースの申請内容というものが明確になるような充実をいただければと。
2:28:43	で、
2:28:43	その上Dですね、
2:28:46	8ページ9ページ名の申請条文のところなんですけど、
2:28:52	このちょっと確認結果、
2:28:56	というのがですね、よくわからなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:00	書き方多分言葉のあやなのかどうかが一番よくわかんないんですけど、
2:29:04	例えば第五条とかって、その設置する機器は、Bクラスに分類され想定される地震に耐え得る設計であることを確認していることから書いてるんですけど。
2:29:15	もう設計を確認。
2:29:19	せな何ていいのかな要は、
2:29:22	もう確認が終わってるんですけど。
2:29:25	機言い方だけの問題だと思うんですけど、何かですね確認結果を見ると、21時はちょっと別なんですけど、なんかもう全部設計済みでもう終わってますと、現状がもうそうなってますっていう説明聞くんですけどこれ実際には、
2:29:38	この工事計画に基づいて今後、要はその時系列的なところを、
2:29:43	ちょっと明確にしておいて欲しいと。
2:29:46	はい。中国電力です。ちょっと小浜です。
2:29:51	明確でしたのでその辺り、修正させていただければと思います
2:29:55	はい規制庁西内です。
2:29:58	現状ですでもう設計はこの設計工事計画の申請する段階で設計にまでの範囲ですかね、はされてると思うんですよね。だから設計としてそういうふうに設計することを設計するので、適合していると判断してます。
2:30:12	ていうような言い方、何かもう終わってるすべて終わっているかのようになんかちょっと見えてしまうので、というところの、ちょっとこれは言葉のあやだだと思うんですけど。
2:30:20	ちょっと記載をいただいた上で、上ですね、
2:30:27	504057は概ね理解できるんですけど、39がちょっと一番理解できなくてですね、
2:30:37	できればなんですけど、この確認結果2、何行何号に対してこういう設計してますっていう形でちょっとわかるように明確化していただきたいんですけども。
2:30:48	で、ちょっとそういう意味で、39が何が疑問に思ってるかっていうと、一段落目は、これはどの要求事故に対しての設計っていう理解をすればいいんですけど。
2:31:00	2項1号の話ですか。あまりそういう段落分けをしてないんですかね。
2:31:07	そう意味でこの一段落名。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:09	この耐食性材料っていうパートについては、どの要求への適合性を説明しようとしているのかっていう確認をしたい。
2:31:28	中国電力の南代表については科学的な耐腐食性の観点で、漏えいしがたい、いろんなものを使うという観点の、
2:31:39	一方、てるような設計でしまったというような
2:31:43	説明にしております。はい。以上です。
2:31:46	規制庁西内です。だから 39 条 2 項 1 号の漏えいしがたい構造っていうところに対しての適合性を説明しているパートっていうことですかね。
2:31:55	ちなみにこの等って何が入るんですかね。
2:32:07	規制庁西内ですけどなぜ私はこういうことを聞いているかということ、今回の添付資料。
2:32:15	散逸しがたいことを、さっきのナカガワからもう多分 3 ページぐらいしているよって話と、
2:32:22	再発防止のところですかね、多分あったと思うんですけど、添付資料にいくと、そもそもなんですけどここで書いてる内容が書かれてないんですよ。
2:32:31	だから
2:32:33	どう考えてこれを書いているかっていうのが、パワーポイント上しかなくて、
2:32:37	基本設計方針なのかどうなのかもよ、少なくとも添付資料にも載ってなかったの、ちょっとよくわからないなっていうところと、
2:32:44	あとは、
2:32:46	さっきタンク室の花Cをちょっと聞きましたけど、これ要求の解釈に明確に書いてるように、床面と壁面の
2:32:56	の日、
2:33:01	こんな見せないか。
2:33:03	本当そうする話があるじゃないですか。
2:33:06	漏えいしがたい構造とするためについていう話が、ここ上だと何か明確に読めなかったりして多分等に入ってるのかもしれないんですけどっていうことで、
2:33:15	パワーポイントというよりはこれはあれですね、
2:33:19	添付資料の記載内容も含めて、各条文に対しての適合性っていうのを、これは補足資料 2 の方でもいいんですけどね、ちょっと具体的にまずはしっかり説明をしていただきたいなど。特に 39 条に関しては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:31	添付資料がちょっと薄いこともあってですね、なかなか状況が見えないので、まずやってることをしっかり書いて欲しいなというふうに思ってます。
2:33:38	その上で概要をパワーポイントの方にはしっかり明確にエッセンスを抜き出してもらえばいいかなと思うんですけど。
2:33:47	最初に言っておくと、添付はちょっと割ともうちょっと充実必要じゃないかなと勝手に思ってます。
2:33:52	これはしっかり今後ということで、
2:33:55	中国電力の仲間です。はい、承知いたしました。ちょっとそこら辺はですね、パークまず添付書類もわかるようにということと後そのエッセンスをこの損益に落とし込むということで、はい、承知いたしました。
2:34:08	うん。
2:34:09	うんはい。規制庁西内です。添付をいく補正が必要だと思えば補正してもらえばいいんですけど、例えばですけどさっきの
2:34:19	塗装の話私確認した、塗装の話はこれ逆に添付には一応書いてあるんですよ。
2:34:24	だけど、概要には出てこない。じゃ逆に耐食性の材料を使うっていうことは、別に添付には書いてないけど概要には出てくるっていうので、ちょっと何か
2:34:35	一貫性がないというか、ちょっとその説明、結局どこどこまでをどうとらえているかがちょっとよく理解しづらいなあというところがあるので、ちょっといま1度の添付に書いてる内容基本設計方針に書いてる内容も含めて、
2:34:47	それから補足説明資料の資料2ですかね、今回の資料でいうと、の方で、少なくとも39条に関しては各各号単位でどういった設計をしているのかっていうのを、もれなく会
2:35:01	等とか内容も含めて、漏れなく書いてもらって、その上で概要説明書の方にはしっかりエッセンスを抜き出して概略概要として説明をいただければ、
2:35:09	と思っている。
2:35:11	結果して添付資料に不足があるんであればそれはもちろん補正してもらおうということに繋がると思うんですけど、
2:35:16	まずはしっかり補足説明資料の方に広報単位、
2:35:20	説明をいただければと思っているというところですがよろしいでしょうか。
2:35:26	中国電力の仲野です。承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:31	はい。規制庁西内です。よろしくお願いします。
2:35:34	最初にちょっと確認します。その過程でセキの構造とかも含めて明確にしておいてもらえればと思います。
2:35:42	逆にアノセキ。
2:35:46	添付図面ってセキって別に載せないって整理でしたっけ。
2:35:50	セキの構造とかで先生図面とかで割とあったかなあと若干気をつけてたんですけど、シマダ別に全部図面を載せさせてないってことなんでしょう。
2:36:06	そのあと現状申請書上なくて、
2:36:10	というところも含めてちょっとセキの構造についてはちょっとし、情報を充実してもらえればというところでよろしいでしょうか。
2:36:17	そこも確認いただいた後、後で結構です。
2:36:26	承知いたしました。
2:36:32	はい、規制庁西内です。
2:36:38	現状は私も以上ですかね。
2:36:45	はい。
2:36:47	あれパフォ関係ってある仕事だったんです。大丈夫。はい。はい。
2:36:55	赤尾さんは一応許可から。うん。
2:37:00	ふうん。
2:37:03	規制庁西内です。資料3のパワーポイントの話ですけど、先ほど私の方から
2:37:12	少なくともその新基準工事の前後、
2:37:15	と、あとは今回の講師、多田浅見、その三つの状態があると思うので、少なくともその三つの状態が、三つ図を用意するでもいいですし、
2:37:25	この二つを図を用意する中で、その三つの状態が明確になるように説明をしっかりといただければと思いますと、許可のお話も含めて明確にしてもらった方がいいかなと思いますので、説明の順番とかそういった説明の仕方おまかせしますが、いずれにしても今回の
2:37:42	今回の工事計画が終わった形が、新基準対応の許可でやっている最終状態と一致するっていう理解でいいんですよね。
2:37:52	その旨は少なくとも明確に記載をいただきたいなと思います。
2:37:56	まずその理解でよかったんですよね。
2:38:03	中国ミナミです。はい5、5年で、
2:38:06	はい。よろしく規制庁ニシウチです。概要コアでも、そういう理解であればその旨が明確になるように記載をいただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:14	はい。私からも現状確認しておきたい点以上ですけども規制庁側から他にありませんでしょうか。よろしいですか。
2:38:22	衛藤です。多分一応あの…。だから、さっきヒアリングの途中で他系の検討図、第1-1-1の3-1図カー審査の時ですけど僕が見て、今回申請のやつでした。
2:38:36	率を訂正する。はい。以上です。
2:38:40	うん。
2:38:46	はい。規制庁に手術です。今の点は中国電力はよろしいですか。
2:38:52	何か、大丈夫ですか、今までは。
2:38:55	認識いただけてますかね。
2:38:59	中央だけです。
2:39:03	そろそろ、
2:39:04	申し込み営業担当の配置。
2:39:09	を指しています。
2:39:11	第1-1-1-3-1図だ、オカ系の系統図のそばにっていうやつを見て、
2:39:19	これはイシイなんですかという、使う予定斜角物かといった質問をしていたという。
2:39:31	はい。15ページですか。承知いたしました。
2:39:34	運用、運用停止か書いてないかというような話をされたときに、説明された図がそれぞれ、
2:39:44	承知いたしました。
2:39:48	はい。規制庁西内です。
2:39:52	当中国電力側カラー、今日ヒアリング全体通して何かありますでしょうか。
2:39:59	何かそうであれば、
2:40:01	ちょっと簡単にちょっと認識、今日ヒアリングでやりとりしないと共通するだけ最後確認させていただいて、あとはスケジュールかちょっと確認をして今日のヒアリングを終了にしたいと思いますが、
2:40:13	よろしいですかね。はい。
2:40:16	藤。
2:40:21	海中電気、
2:40:22	それでは、今回させていただいた内容について、
2:40:29	確認をさせていただければと思います。
2:40:32	どうだろう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:33	江藤。ちょっと資料の内容の話じゃないですけども全体に対して、説明資料の通しページをつけるということで進めていただきましたので、次回、
2:40:42	次回のにあたっては、この説明資料、通しページを作ってみて、
2:40:47	それで、内容についてなんですけども、資料2の補足。
2:40:52	この1-16ページで、チャンプ1号の容量を示して、説明しているところなんですけども、1号、
2:41:03	2の持ち帰りチャンスについては、共用設備ないということもあるので、2号についての要望等、衛藤。
2:41:12	はい。発表についての関係上、わかるように説明するというのを、
2:41:19	認識していく。
2:41:20	続いて、この1-2のページで、
2:41:27	これ、アベ見とってですね。
2:41:29	というんですよというようなことを、終わりましたように、
2:41:39	ということ。
2:41:42	ご確認いただきました。
2:41:44	続きまして本
2:41:47	ここで、
2:41:48	この、この内野さんの方ですね、一部運用の説明をして、
2:41:54	いるんですけども、ちょっと運用名が、データのになってないということがありますので、具体的に、制御室はどこにあってとか、
2:42:03	そどういふふうに操作してっていうような具体的な説明を追加するというのを今日いただきました。
2:42:11	またあわせて、
2:42:13	フラッシュカードというものが、
2:42:16	添付資料の方で説明しているということなのでその図示等、
2:42:21	散逸防止にとって、
2:42:23	必要な処置と説明しているべき資料と、
2:42:28	話が一致するように、具体的な説明を追加するようなこと。
2:42:33	というような、いただきました。
2:42:36	続きまして、ほぼ1万ページ。
2:42:40	ですが、
2:42:41	会計上、
2:42:46	エンタルピ上昇供給金や、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:50	今後ですね、堤防しっかり形状タンクになりますのでコヤマの名前が変更するというので、衛藤。
2:42:57	図、配置図、図として、今、変更前の名前で作業しているんで、ちょっと変更後、
2:43:05	ここが変わるといことがわかるように、
2:43:10	というような、
2:43:12	続きまして、この 2-5、
2:43:17	44
2:43:18	行政について、
2:43:22	今回、
2:43:23	1 人、
2:43:25	ちょっと
2:43:27	説明として、設置許可ときちんと適合性が合っていないような説明となっておりますのでその部分を微理由として明確にわかるように追記することと、
2:43:40	ということですか。
2:43:45	行きまして、その後、1 号のプロジェクターに関してですけど、運用停止と、その廃止する部分が、
2:43:53	分かれている理由が、どちらも要目表に載っているルーにもかかわらず、片方は運用停止としてハタコウの
2:44:03	停止、アオキの廃止とするようなところについて、前例があるのかと、いうようなところ。
2:44:10	頭の整理、
2:44:11	含めてちょっとどういうふうに整理するのかっていうのをちょっと改めて考えて整理することっていうのを見ていただき、
2:44:20	続きまして、
2:44:31	このうちの 10 ページ。
2:44:37	昨日配信、
2:44:40	運用停止に関わる部分については、サカイアオキを記載する。
2:44:46	江藤基本の方針の変更ということで対応することで、資料、
2:44:52	わけですけども、
2:44:54	このあたり、ちょっと、
2:44:55	もともとの基本設計方針の記載の部分。
2:44:59	から、ちょっとこういうふうに記載するというので、その辺をどうするかというの、改めて全体として整理し直すということでコメントいただいた。
2:45:10	考えています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:13	まして、このうちの 18、
2:45:18	応援建築部
2:45:23	それから、もうこの部分、
2:45:26	他の部分についてですけども、施設の設備として、もう設置済みのものについて、それを期待している。
2:45:34	ことによって今回変更となっていない部分について、
2:45:38	まず、そういうもの、こういうところを記載しているというようなところがわかるように、記載を検討することという、
2:45:46	ありがとうございました。
2:45:56	続きまして、先ほどの、
2:45:58	この一番のところに、
2:46:02	機能を果たすため関係はないということ。
2:46:05	そのあと、
2:46:08	または詰めていただいた。
2:46:11	それぞれ 1 課とどういうふうに、
2:46:15	主たる機能ではなくなったのかというところがわかるような記載を検討するように、今、一括で対応しているんですけども、それぞれの部分についてもわかるようにですけど、
2:46:27	そういうコメントをいただいた。
2:46:46	説明、この 1 の、
2:46:59	の申請範囲でもうすでに新しく火山に関するチェックされているというようなことを、
2:47:06	が、そういうことなのであればその旨を、新規制の対応としても建設してっていうことは、
2:47:15	オオキ、
2:47:16	確か。
2:47:19	続きまして補足説明資料にも、
2:47:23	フォロー3。
2:47:25	ページ。
2:47:41	24、第 29 条の、
2:47:44	新薬剤師という整理が、
2:47:50	衛藤。
2:47:52	それで、現在として一次冷却材にするというふうに考えているのであれば、申請範囲、
2:47:58	いうふうになるように見えるので、その 3 節、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:02	関連という区分けがあるのであれば、その辺りを整理して説明すると、ちょっとその、そこも含めてできようがないのかというところを、何かちゃんと再度確認することというようなポイント。
2:48:16	続きまして、この 9 ページ。
2:48:20	こちらの方、法定
2:48:24	今日、
2:48:27	こちらの方、
2:48:29	今ハヤシの作るのか、そういうキーの今後の処理の情報というところが、この表にあった、その確認がしやすいということで、そのようなところを追記、
2:48:41	ということを確認いただけたかと思う。
2:48:47	ありまして、
2:48:49	と。
2:48:50	説明資料は、それがいいんですけども、
2:48:55	今後、濃縮廃液営業担当を設置する部屋のセキ構造についての説明が、補足説明資料、資料に不足しているということで、
2:49:06	そのセキの構造や、
2:49:09	どのような形になって、
2:49:12	漏えい拡大防止を図っているのかというようなことを説明してございます。資料の説明、説明を追加していただくようなところを見ていただきました。
2:49:22	その後ですね、セキの説明資料、
2:49:26	何か現場で不足しているってということも、
2:49:29	あるんですけども、この資料 3、全体について、
2:49:36	本申請している、添付資料等で説明している内容が、説明しきれてないようなところについては、この対応設備資料で説明できるように、
2:49:48	説明を追加する。例えば設計方針変更であったり 4 変更エンドウといった情報であったり、
2:49:58	記念館の新規性基準での金額で変更した部分、今回の新設変更者する部分。
2:50:05	また設置許可の関係性ってというようなところがわかるような資料として、タゾエパワーポイント全体を見直すと。
2:50:11	というようなところをコメントいただきました。
2:50:22	最後、ちょっと資料、別の、
2:50:27	資料 2 の補足説明資料 2 の 39 条、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:33	を、
2:50:34	この適合性を整理した。
2:50:40	少なくとも 39 条については、今回の申請の元の情報になりますので、その方の方に対して、
2:50:51	どういうふうに希望しているのかっていうところを、整理して、その内容は、パワーポイント、
2:50:59	最終的な適合性の提示をするような、
2:51:02	説明している、9 ページ等の施設に反映することということを購入していただいたと。
2:51:09	はい。
2:51:13	市長になります。
2:51:17	その代わりに、確認お願いします。
2:51:24	はい。規制庁西内です。
2:51:27	一番最後の蓋通に関してですけど、一番最後の 39 条の話は
2:51:38	説明の仕方とか、資料のつくり方お任せしますけど、今は 39 条の適用条文マルバツのところ、あそこに多分書こうと思ってあそこ結構長くなるので、もう別の補足説明資料のスタイルとかでもいいかなと思いますけど、
2:51:52	どっちにしても 39 条は、今の基本設計方針と、添付資料。
2:51:56	で、それを具体化する形で、もれなくしっかり説明を各項を単位でしていただく。
2:52:03	結果して、不足があるんだったら添付資料を補正しなきゃいけないですよねって話なると思うんですけど、まずちょっと添付資料も結構薄くて、内容がわかりづらいところ、セキの構造を含めてですよね。
2:52:13	ていうところがあるので、しっかり補足説明資料で 39 条の各項覚悟に対しても、説明を充実していただきたいというのが一番最後に関して、お願いしたところです。
2:52:23	で、その内容のエッセンスを概要説明資料の方についていうのはそれは当然の話ですよと。
2:52:28	というのが一番最後の話ですと、で、
2:52:31	一番最後から二つ名によって、おっしゃっていただいたのは、ちょっとその辺僕がバクッと多分言ってたのでわかりづらかったところもあると思うんですけど、パワーポイントに関しての話で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:42	やっぱりちょっとパワーポイントが本当に概略さらっと書いてるだけになるので、これに沿って説明されるのであればという話で、少なくともまず一つお願いしたいのは、新基準前後、
2:52:56	新基準の前後の工認の状態と、今回の工認後の状態、その三つが今回固化系設備に関しての変遷としての状態。
2:53:06	を表すだと思うので、この三つの状態がわかるように、明確に説明をいただきたい。
2:53:11	今回、
2:53:12	資料3の4ページと5ページ目だけ見ると、改造前がどの状態かっていうのが必ずしも明確じゃないんですね。
2:53:21	いや今把握してますよ。ただこの図だけ見たときに、どの状態なのっていう登場人物が
2:53:27	今回の変更前後しか出てこないの、
2:53:30	推進基準、新基準工事っていう工事計画の方が登場しないのでこの概要上だと。
2:53:35	ていうところも含めて明確にしておいて欲しい。
2:53:38	で、その話にあっては、許可との関係性も含めて、これは
2:53:44	新基準許可で申請いただいた我々が処分した最終形、この国家系設備に関する最終形が、今回の工認で最終形になるんですよ。
2:53:54	親権者のときには途中段階だったんですよっていうことが時系列も含めて明確になれば、より明確かなと思ったのが野瀬地区と関係性って話ですね。
2:54:04	はい。で、ちょっと若干そういうのは何か漏れてたかなと思ったのは、パワーポイント上にはちゃんとセキとかの話も含めて、要は今回申請している内容を漏れなくちゃんと説明はいただきたいと。
2:54:16	思っている。
2:54:18	テラノパワーポイントに関してのちょっと確認を充実化して欲しいと思って書くみたいです。
2:54:25	で後は概ねの全般漏れがないかなと思ったんですけど1個だけですかねあとは、ナカガワの方からホソノ9号との整合性の花Cが1回出たと思うんですけど、
2:54:37	で、
2:54:39	今そもそもですけど添付の設置許可整合性の説明書、あえて本文5号と、あとは本文11号の、どっちかっていうところは品質の観点での整合性ですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:50	ただその二つの整合性を示すようなフォーマットにそもそもなっていて、
2:54:53	多分それが結局意味するところとしては、工認の、いわゆる設備の設計という意味では本文 5、
2:55:00	11 号はその品質って意味では 11 号、
2:55:03	ていう多分そういった意味合いで構成になってると思うので、添付とかいう話よりかはまずは補足説明資料として本文 9 号の関連する箇所も含めて、必要があれば説明をしっかりと欲しいと。
2:55:15	いうところの、の確認ととらえていただければ結構かなとは思いますが。
2:55:20	場合によっては添付のう、設置許可整合性の関連する本文午後の記載のところに補足的に本部 9 号の関連する記載抜粋するであればより明確かもしれないですけど、そこら辺はまた申請書の作り方の話になってくと思うので、
2:55:35	まずはしっかり補足説明資料の方で 9 号についても必要がある部分については触れた上で説明をしていただければと思っている。
2:55:42	というところの、
2:55:44	もうそこだけ多分、
2:55:46	項目としては漏れてるかなと思ったらそれくらいかなと思います。
2:55:49	それぐらいは概ね内容も含めて共通理解かなと思いますけど。
2:55:53	全然わかんない。他に気づきとかありますか。
2:55:58	大丈夫ですか。はい。
2:56:00	今確認させていただいてんを含めて資料充実いただいてというところでよろしくお願いします。
2:56:07	衛藤。
2:56:09	スケジュール感を最後確認させていただければと思いますけども、
2:56:17	今日が 4 日月曜日ですので、
2:56:21	一、二週間でどうで、資料等充実いただいてご提出いただいて、
2:56:28	必要があれば、
2:56:32	12 月の 18 の週 10 日に、
2:56:35	必要があれば再度ヒアリング、
2:56:36	した上で、審査会合ですけど、内容によってはもういただいたもので審査会合でも結構ですし、ちょっとまずは
2:56:45	ちょっと内容次第っていうところもあると思うので、そういった意味ではちょっと資料提出のめどが立ちましたら、またまず自分的にご連絡をいただければと思いますが、1 週間程度は早いほうが、こちらとしてもありがたいので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:57	ある程度めどが立ったらちよつとご連絡をいただければと思います。
2:57:01	よろしいでしょうか。
2:57:03	配給グループです。まだ正式には、
2:57:08	別途、
2:57:09	いただきますけども、一応、
2:57:11	現在目標としては 12 月の 15、
2:57:14	ぐらいをめどに提出できるような話を、準備を進めたいと思います。はい。以上です。
2:57:21	はい。規制庁西内です。承知しましたよろしくお願ひします。
2:57:26	中国電力側からスケジュール感、あと全体含めて何かありますでしょうか。
2:57:33	本庁にいらっしゃるメンバー大丈夫ですかね。
2:57:37	はい。衛藤発電所、本社の方向何か全体通してありますでしょうか発電所の方、何かありますでしょうかよろしいですか。
2:57:44	大丈夫。特にないです。はい。ありがとうございます。本社側の方、全体として何かありますでしょうか。よろしいですか。
2:57:53	はい。本社も特にございません。はい。ありがとうございます規制庁は最後全体通して何かありますでしょうかよろしいですか。
2:58:01	はい。
2:58:02	では衛藤アノちよつと時間延長しちゃいましたけども今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。ありがとうございます。はいどうぞ。
2:58:11	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。